

第1回 阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会

日時 令和6年3月13日（水）午後3時から

場所 阪南市役所3階 全員協議会室

案 件

1. 阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会の組織説明及び委員長、副委員長の選任について
2. 阪南市留守家庭児童会指定管理者選定スケジュール等について
3. 阪南市留守家庭児童会の運営状況について
4. 阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者の選定基準について
5. 阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項（案）及び業務仕様書（案）について
6. その他

資 料 一 覧

■阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会の組織等

資料 1-① 阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例

資料 1-② 阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会設置要綱

資料 1-③ 阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会委員名簿

■阪南市留守家庭児童会指定管理者選定スケジュール等

資料 2 阪南市留守家庭児童会指定管理者選定スケジュール（案）

■阪南市留守家庭児童会の運営状況等

資料 3-① 阪南市留守家庭児童会概要

資料 3-② 令和元年度～令和 4 年度 阪南市留守家庭児童会利用状況報告書

資料 3-③ 令和元年度～令和 4 年度 阪南市留守家庭児童会指定管理者収支報告書

資料 3-④ 令和 4 年度 阪南市留守家庭児童会事業報告書（指定管理者報告書抜粋）

■阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者選定基準（案）

資料 4-① 阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者選定評価方法（案）

資料 4-② 阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者選定評価表（案）

■阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項（案）及び業務仕様書（案）

資料 5-① 阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項（案）

資料 5-② 阪南市留守家庭児童会指定管理者業務仕様書（案）

■関係条例等

参考資料① 阪南市留守家庭児童会条例

参考資料② 阪南市留守家庭児童会条例施行規則

参考資料③ 阪南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者を公正かつ適正に選定するため、阪南市教育委員会指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を指定管理者の候補者を選定する案件（以下「選定案件」という。）ごとに設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育委員会が所管する施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する事項を審査する。

2 前項により選定された候補者が指定管理者に指定された場合は、法第244条の2第11項に規定する当該指定の取消し又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止に関する事項を審査する。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市の職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、教育委員会が委嘱又は任命した日から当該指定管理者の指定期間が満了する日又は第2条第2項に規定する指定の取消しの日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

ただし、委員長が互選される前の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は3親等以内の親族が指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体と直接の利害関係を有するときは、当該法人その他の団体の事案についての審査に加わることはできない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、選定案件を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭

和 4 7 年阪南町条例第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

別表図書館協議会委員の項の次に次のように加える。

教育委員会指定管理者選 定委員会委員	〃 6 , 5 0 0 円	〃
-----------------------	---------------	---

阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例（以下条例という。）に基づき、阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者を選定するため、阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員構成)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者によって構成する。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 学識経験を有する者 | 2名 |
| (2) 保育に見識のある者 | 1名 |
| (3) 放課後児童健全育成事業に見識のある者 | 3名 |
| (4) 教育委員会事務局職員 | 2名 |

(意見の聴取)

第3条 委員長は、必要と認めるときは、委員会の議事に関係のある者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、委員の任期が終了したときに、その効力を失う。

阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会委員名簿

番号	氏 名		所 属 等
1	二宮 衆一	にのみや しゅういち	【学識経験を有する者】 和歌山大学教育学部教授
2	出口 尚暢	でぐち ひさのぶ	【学識経験を有する者】 阪南市商工会専務理事
3	畑中 美和子	はたなか みわこ	【保育に見識のある者】 石田保育所長
4	望月 美也子	もちづき みやこ	【放課後児童健全育成事業に 見識のある者】 阪南市PTA協議会小学校部会長
5	車谷 雅子	くるまたに まさこ	【放課後児童健全育成事業に 見識のある者】 特定非営利活動法人 子どもNPOはらっぱ
6	松藤 隆志	まつふじ たかし	【放課後児童健全育成事業に 見識のある者】 東鳥取小学校長
7	伊瀬 徹	いせ とおる	【教育委員会事務局職員】 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部長
8	中野 泰宏	なかの やすひろ	【教育委員会事務局職員】 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部理事

阪南市留守家庭児童会指定管理者選定スケジュール（案）

令和5年11月～	●指定管理料財政協議
12月	●定例教育委員会 ・【報告事項】選定委員会設置要綱の制定について ・【議決事項】選定委員会委員の委嘱について
令和6年3月13日（水）	●第1回選定委員会 ・指定管理者の選定基準について
4月 上旬	・第1回選定委員会の意見反映 ・募集要項・業務仕様書（案）の課題整理 ・各選定委員と意見交換 ・募集要項・業務仕様書（案）の修正
4月 中旬	●第2回選定委員会 1. 募集要項・業務仕様書の確定 2. 申請様式の確定
4月 下旬	・議会投げ込み ・指定管理者公募準備 ・告知用ウェブサイトの確認
5月 上旬	◆指定管理者公募開始 ・募集要項、業務仕様書、指定管理者応募申請書等
5月 中旬	●指定管理者応募説明会（5/15）
5月 下旬	●応募に関する質問受付（5/16～22） ●質問に対する回答（5/27）
6月 3日～14日	●応募申請受付（6/3～13） ・応募書類一次審査（確認） ・選定委員へ資料送付
6月 中旬	●第3回選定委員会【提案説明会】 ・応募事業者によるプレゼンテーション ●第4回選定委員会 ・指定管理者候補者の決定
6月 下旬	●選定委員会から市へ指定管理者候補者選定の報告 ・選定結果通知（各応募事業者） ・指定管理者候補者と仮協定書締結
7月 下旬	●教育委員会へ報告 ●指定管理者指定議案提出
8月 中旬	●指定管理者候補者選定内容を市ウェブサイトへ公表
9月 下旬	●議会議決（指定管理者の指定について）
10月 1日～	●指定管理者の指定告示 ●次期指定管理者への事務引継ぎ
令和7年 下旬	●基本協定書締結
2月	●令和7年度事業計画書の受領
3月 上旬	●年次協定書締結 ●広報はんなん3月号 掲載
3月 下旬	●留守家庭児童会事務所引継ぎ（鍵の引継ぎ）
4月 1日（土）	●指定管理者による指定管理スタート

告示、市ウェブサイトで公開

市ウェブサイトで公表

阪南市留守家庭児童会概要

■設置目的

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、もってその児童の健全な育成を図る。

■沿革

昭和57（1982）年 4月 27日	波太留守家庭児童会開設（放課後～17時）
平成16（2004）年 4月 1日	保育料有料化（4,400円）
平成17（2005）年10月 1日	尾崎留守家庭児童会開設により全小学校に設置
平成19（2007）年 4月 1日	延長保育開始（19時まで）
平成19（2007）年 7月 23日	指定管理者制度導入
平成22（2010）年 4月 1日	第2期選定指定管理業者事業開始
平成26（2014）年 4月 1日	保育料改定（5,200円）
平成27（2015）年 4月 1日	第3期選定指定管理業者事業開始
平成28（2016）年 4月 1日	高学年受入れ
平成29（2017）年 4月 1日	全土曜日・全学校休業日早朝保育開始
令和 2（2020）年 4月 1日	第4期選定指定管理業者事業開始
令和 4（2022）年 4月 1日	保育料改定（平日のみ6,200円、土曜日まで7,200円）

■留守家庭児童会入会児童数

（令和5年5月1日現在）

児童会名	定員	在籍児童数							支援員数
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	
下荘留守家庭児童会	60	22	17	18	7	6	7	77	6
舞留守家庭児童会	40	11	10	7	6	3	0	37	3
朝日留守家庭児童会	60	22	11	12	8	7	3	63	6
西鳥取留守家庭児童会	80	12	16	10	9	3	3	53	6
東鳥取留守家庭児童会	120	38	24	23	10	3	1	99	9
桃の木台留守家庭児童会	100	30	26	18	19	1	0	94	9
新上荘留守家庭児童会	80	24	23	17	7	4	1	76	8
尾崎留守家庭児童会	50	14	10	11	6	0	0	41	6
合 計	590	173	137	116	72	27	15	540	53
対象児童数		322	336	352	398	383	421	2,212	
入会率		53.7%	40.8%	33.0%	18.1%	7.0%	3.6%	24.4%	

※留守家庭児童会は各小学校内の余裕教室又は専用保育室で行っている。

※支援員は児童40人まで2人、障がい児1名以上に1名以上を配置

■指定管理期間

- ①平成19年7月23日～平成22年3月31日
- ②平成22年4月1日～平成27年3月31日
- ③平成27年4月1日～令和2年3月31日
- ④令和2年4月1日～令和7年3月31日

■指定管理者

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

令和元年度阪南市留守家庭児童会利用状況報告書

【2019年4月～2020年3月】【営業日数287日間】

単位:人

留守家庭児童会名	通常保育					延長保育										早朝保育				
	～午後5時					午後5時～午後6時					午後6時～午後7時					午前8時～午前9時				
	申込人数		利用人数(延数)			申込人数		利用人数(延数)			申込人数		利用人数(延数)			申込人数		利用人数(延数)		
	申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児	支援員数	申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児	支援員数	申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児	支援員数	申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児	支援員数
下荘A留守家庭児童会	506	31	6,489	372	43	113	5	1,502	15	29	43	1	326	4	29	113	6	583	17	30
下荘B留守家庭児童会	266	0	4,293	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
舞留守家庭児童会	442	12	5,872	201	37	108	11	1,449	24	35	46	9	523	14	35	85	4	421	7	28
朝日A留守家庭児童会	518	36	7,135	463	43	101	0	1,430	0	24	35	0	308	2	24	152	12	706	62	31
朝日B留守家庭児童会	252	6	2,326	37	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西鳥取A留守家庭児童会	347	0	5,866	36	24	86	0	1,105	0	24	30	0	270	0	24	132	6	666	16	30
西鳥取B留守家庭児童会	341	36	4,400	521	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東鳥取A留守家庭児童会	462	43	7,780	531	38	373	45	5,856	653	36	141	25	1,782	245	36	268	37	1,560	184	37
東鳥取B留守家庭児童会	455	0	6,464	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東鳥取C留守家庭児童会	452	52	5,960	818	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桃の木台A留守家庭児童会	522	24	6,342	313	47	166	6	2,238	7	29	85	0	829	0	29	222	10	1,065	44	32
桃の木台B留守家庭児童会	396	4	5,655	69	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桃の木台C留守家庭児童会	398	0	5,614	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上荘A留守家庭児童会	477	12	6,433	51	41	254	13	3,939	93	35	59	8	569	17	35	197	11	1,018	37	33
上荘B留守家庭児童会	469	21	6,143	224	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尾崎留守家庭児童会	515	92	3,204	1,304	55	48	12	312	36	36	13	12	36	36	36	101	26	467	72	38
合 計	6,818	369	89,976	4,940	575	1,249	92	17,831	828	248	452	55	4,643	318	248	1,270	112	6,486	439	259

*申込人数は当月の入会者数の累計です。
*利用者数は延人数ですが、支援員数は1回の配置人数の累計です。

令和2年度阪南市留守家庭児童会利用状況報告書

【2020年4月～2021年3月】【営業日数293日間】

単位:人

留守家庭児童会名	通常保育					延長保育										早朝保育				
	～午後5時					午後5時～午後6時					午後6時～午後7時					午前8時～午前9時				
	申込人数		利用人数(延数)			申込人数		利用人数(延数)			申込人数		利用人数(延数)			申込人数		利用人数(延数)		
	申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児	支援員数	申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児	支援員数	申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児	支援員数	申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児	支援員数
下荘A留守家庭児童会	372	31	5,202	425	42	112	4	1,515	8	28	43	2	371	6	26	123	5	381	9	29
下荘B留守家庭児童会	317	9	3,628	106	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
舞留守家庭児童会	474	24	5,948	288	43	79	10	908	19	34	28	3	321	6	28	95	7	324	11	29
朝日A留守家庭児童会	443	42	5,349	569	36	93	5	1,164	5	28	26	0	157	0	24	108	6	289	15	30
朝日B留守家庭児童会	229	0	2,307	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西鳥取A留守家庭児童会	300	36	4,024	519	36	79	3	909	3	27	28	0	64	0	24	95	4	289	5	28
西鳥取B留守家庭児童会	314	0	3,925	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東鳥取A留守家庭児童会	410	71	5,127	942	47	338	55	4,907	770	36	93	37	1,034	188	34	204	39	757	129	36
東鳥取B留守家庭児童会	460	0	5,940	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	47	0	2
東鳥取C留守家庭児童会	430	45	5,526	565	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	3	49	11	3
桃の木台A留守家庭児童会	395	24	4,595	413	39	161	23	2,199	351	36	61	3	573	4	27	148	12	405	20	31
桃の木台B留守家庭児童会	343	27	4,423	466	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	42	0	2
桃の木台C留守家庭児童会	344	0	4,143	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	26	0	2
新上荘A留守家庭児童会	497	34	7,445	607	55	323	32	4,623	330	36	116	16	1,238	116	36	163	20	544	58	35
新上荘B留守家庭児童会	467	24	5,471	183	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尾崎留守家庭児童会	573	134	7,782	2,077	60	67	19	910	236	36	7	5	12	7	29	101	26	375	81	34
合 計	6,368	501	80,835	7,160	605	1,252	151	17,135	1,722	261	402	66	3,770	327	228	1,082	122	3,528	339	261

*申込人数は当月の入会者数の累計です。

*利用者数は延人数ですが、支援員数は1回の配置人数の累計です。

令和3年度阪南市留守家庭児童会利用状況報告書

【2021年4月～2022年3月】【営業日数293日間】

単位:人

留守家庭児童会名	通常保育					延長保育										早朝保育				
	～午後5時					午後5時～午後6時					午後6時～午後7時					午前8時～午前9時				
	申込人数		利用人数(延数)			申込人数		利用人数(延数)			申込人数		利用人数(延数)			申込人数		利用人数(延数)		
	申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児	支援員数	申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児	支援員数	申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児	支援員数	申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児	支援員数
下荘A留守家庭児童会	414	44	6,006	626	36	115	7	1,473	9	30	40	2	328	2	26	151	18	835	95	36
下荘B留守家庭児童会	408	20	5,866	305	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
舞留守家庭児童会	393	31	5,889	360	36	107	10	1,595	17	34	58	4	757	4	28	106	9	578	41	29
朝日A留守家庭児童会	463	57	7,218	772	36	135	2	1,786	2	26	48	0	350	0	24	136	7	738	21	29
朝日B留守家庭児童会	244	0	3,161	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西鳥取A留守家庭児童会	261	0	4,346	0	24	55	0	591	0	24	16	0	39	0	16	104	5	550	19	29
西鳥取B留守家庭児童会	290	24	3,710	295	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東鳥取A留守家庭児童会	448	30	7,513	414	40	335	98	5,396	1,412	36	124	57	1,666	722	36	257	24	1,463	261	32
東鳥取B留守家庭児童会	382	103	5,603	1,545	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東鳥取C留守家庭児童会	305	32	3,951	392	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桃の木台A留守家庭児童会	381	12	4,864	203	36	198	22	1,764	309	36	55	2	521	2	28	132	12	671	36	32
桃の木台B留守家庭児童会	300	30	4,414	484	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桃の木台C留守家庭児童会	292	31	4,271	511	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新上荘A留守家庭児童会	546	60	8,172	991	60	268	36	4,111	365	36	107	10	1,248	35	34	143	22	795	95	29
新上荘B留守家庭児童会	463	25	6,051	259	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尾崎留守家庭児童会	481	65	7,024	922	58	102	25	1,445	387	34	21	14	197	166	48	108	13	551	51	32
合 計	6,071	564	88,059	8,079	599	1,315	200	18,161	2,501	256	469	89	5,106	931	240	1,137	110	6,181	619	248

*申込人数は当月の入会者数の累計です。

*利用者数は延人数ですが、支援員数は1回の配置人数の累計です。

令和4年度阪南市留守家庭児童会利用状況報告書

【2022年4月～2023年3月】【営業日数293日間】

単位:人

留守家庭児童会名	通常保育					延長保育										早朝保育				
	～午後5時					午後5時～午後6時					午後6時～午後7時					午前8時～午前9時				
	申込人数		利用人数(延数)			申込人数		利用人数(延数)			申込人数		利用人数(延数)			申込人数		利用人数(延数)		
	申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児	支援員数	申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児	支援員数	申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児	支援員数	申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児	支援員数
下荘A留守家庭児童会	443	63	5,531	533	36	97	4	1,302	5	29	54	0	504	0	29	156	17	853	74	35
下荘B留守家庭児童会	418	29	4,779	247	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
舞留守家庭児童会	425	24	5,782	358	37	121	7	1,624	11	31	73	0	911	0	31	117	3	651	12	27
朝日A留守家庭児童会	395	37	5,484	560	36	170	14	2,160	102	31	57	0	477	0	34	124	8	726	27	32
朝日B留守家庭児童会	286	24	3,336	212	36	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西鳥取A留守家庭児童会	305	24	4,857	380	36	54	16	582	268	35	18	15	155	137	36	85	8	433	31	30
西鳥取B留守家庭児童会	258	24	3,250	354	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東鳥取A留守家庭児童会	390	88	6,816	1,529	37	298	89	4,909	1,375	36	127	50	1,680	706	36	245	64	1,350	329	36
東鳥取B留守家庭児童会	361	47	5,323	809	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	1	19	1	0
東鳥取C留守家庭児童会	290	35	2,940	383	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	3	14	6	0
桃の木台A留守家庭児童会	402	24	5,512	492	36	176	35	2,495	434	36	81	13	937	45	36	175	23	958	94	35
桃の木台B留守家庭児童会	320	20	5,034	366	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桃の木台C留守家庭児童会	260	47	3,952	795	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新上荘A留守家庭児童会	539	35	7,711	401	59	244	23	3,616	277	35	108	6	1,169	12	35	178	15	921	57	31
新上荘B留守家庭児童会	357	39	4,327	591	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尾崎留守家庭児童会	420	80	5,711	1,120	49	77	10	907	40	30	10	1	36	1	30	91	11	444	46	33
合 計	5,869	640	80,345	9,130	611	1,237	198	17,595	2,512	266	528	85	5,869	901	267	1,189	153	6,369	677	259

*申込人数は当月の入会者数の累計です。
*利用者数は延人数ですが、支援員数は1回の配置人数の累計です。

令和元年度～令和4年度 阪南市留守家庭児童会指定管理者収支報告書

(単位:円)

項目		内訳	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	4ヶ年平均	
収入の部	指定管理料		79,383,386	79,383,386	79,923,002	78,023,000	79,178,194	
	保育料	通常保育料 延長保育料	31,757,900	24,576,440	29,031,840	33,372,960	29,684,785	
	その他	新型コロナ特例事業、 処遇改善特例事業委託料	0	12,581,214	7,080,877	14,231,794	8,473,471	
経常収入合計【A】			111,141,286	116,541,040	116,035,719	125,627,754	117,336,450	
支出の部	人件費	給与	職員給与	85,216,817	85,159,677	89,024,429	98,942,012	89,585,734
		法定福利費	厚生年金・健康保険料、雇用保険料等の費用	4,235,339	4,369,600	4,364,525	4,910,981	4,470,111
		福利厚生費	職員の健康診断その他の福利厚生費	450,899	474,681	422,637	193,224	385,360
		研修費	社内研修・社外研修等に係る人件費	214,478	91,529	44,200	21,773	92,995
		通勤手当	職員の通勤手当	1,455,603	1,384,583	1,651,616	2,178,473	1,667,569
		旅費交通費	研修時交通費等	160,091	83,077	36,173	542,401	205,436
	合計①			91,733,227	91,563,147	95,543,580	106,788,864	96,407,205
	事務費	消耗品費	事務用品等	1,470,456	4,247,933	3,944,559	5,558,439	3,805,347
		燃料費	灯油代	7,560	0	0	0	1,890
		修繕費	建物・器具および備品などの修繕費	410,610	160,100	2,855,400	2,968,848	1,598,740
		印刷製本費	入会案内等	464,396	320,191	298,308	305,706	347,150
		保険衛生費		549,857	2,579,728	1,399,919	980,091	1,377,399
		通信運搬費	電話使用料・切手代	705,833	746,854	627,768	1,137,364	804,455
		広告料	募集広告に係る費用	246,121	484,546	615,171	1,098,869	611,177
		支払手数料・租税公課	振込手数料・印紙代・証明書代	307,877	308,361	685,144	761,809	515,798
		保険料	賠償責任保険	281,668	256,310	337,423	238,177	278,395
		委託料	イベント講師料	375,255	0	0	0	93,814
		賃貸料	レンタカー代(物品運搬車)・コピー機リース料	248,892	300,239	474,317	431,673	363,780
		備品購入費		682,970	6,355,940	1,903,595	360,998	2,325,876
		雑費	遠足費用、夏休み工作イベント	1,802,961	713,147	638,407	204,829	839,836
		管理費	専任担当者人件費、事務諸経費	9,340,656	8,304,941	7,104,085	8,715,347	8,366,257
	合計②			16,895,112	24,778,290	20,884,096	22,762,150	21,329,912
	経常支出合計【B】(税込)			108,628,339	116,341,437	116,427,676	129,551,014	117,737,117
	収支差額【A】-【B】			2,512,947	199,603	▲ 391,957	▲ 3,923,260	▲ 400,667

令和 4 年度阪南市留守家庭児童会事業報告書

2023 年 4 月

タックス大新東ヒューマンサービス株式会社

令和 4 年度阪南市留守家庭児童会事業報告書

【2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日】

【指定管理者】

会 社 名 シェアス大新東ヒューマンサービス株式会社
所 在 地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3
代 表 者 名 代表取締役 山田 智治
電 話 番 号 03-5784-1202
FAX 番 号 03-5784-1207

担 当 部 署 シェアス大新東ヒューマンサービス株式会社 近畿支店
所 在 地 大阪市西区南堀江 1-12-19 四ツ橋スタービル 9 階
代 表 者 支店長 野寄 貴之
電 話 番 号 06-6539-2180
FAX 番 号 06-6539-2183

1. 運営体制

配置人員 放課後児童支援員（34 名） 放課後児童支援員補助（49 名）

○ 開設時間

	早朝保育	通常保育	延長保育	長時間延長保育
	8:00～9:00	13:00～17:00	17:00～18:00	18:00～19:00
平日	—	13:00～17:00	17:00～18:00	18:00～19:00
土曜日	8:00～9:00	9:00～17:00	17:00～18:00	18:00～19:00
短縮授業	—	10:30～17:00	17:00～18:00	18:00～19:00
学校代休日	8:00～9:00	9:00～17:00	17:00～18:00	18:00～19:00
学校長期休業日	8:00～9:00	9:00～17:00	17:00～18:00	18:00～19:00

2. 管理運営業務の実施状況（添付資料）

- 利用状況「令和4年度阪南市留守家庭児童会利用状況報告書」に記載。
- 行事实績「令和4年度阪南市留守家庭児童会行事实績表」に記載。
- 研修実績「令和4年度阪南市留守家庭児童会研修実績」に記載

3. 保守点検

毎日、出勤時に照明器具、テレビ、冷蔵庫など備品類や室内の破損等をチェックし、また、危険箇所の発見や修復に努めております。

4. 収支状況（添付資料）

- 「令和4年度阪南市留守家庭児童会運営収支実績報告書」に記載

5. 個人情報の保護（添付資料「個人情報保護方針について」）

当社取得のプライバシーマークの基準に従い保存及び処理を実施しております。

利用者から提出していただいた利用申込書、延長届、退会届、休会届、変更届、自動払込申込書、スポーツ保険申込書など個人情報の記載された書類は、鍵の掛かる阪南市留守家庭児童会専用のキャビネットに保管し、パソコンも専用のものを使用しパスワードを設定して担当者のみが使用しております。

研修につきましても、就業前とその後、年に1回個人情報保護研修（プライバシーマーク研修）を実施しております。

また、年に1度本社内部監査室による監査を実施しております。

6. 情報公開体制

情報公開申請のあった場合は、市との協議の上公開できるよう文書管理を行ないます。

個人情報につきましては、本人以外の申し出に対しては公開いたしません。（当社「個人情報保護方針について」をご参照下さい。）

7. 参考資料（添付資料）

- 「令和4年度阪南市留守家庭児童会利用者アンケート用紙」
- 「保護者アンケート集計結果」

令和 4 年度事業報告書

(管理運営方針)

① 基本方針について

- ・ 基本方針の達成状況

基本方針に関して、全力で取り組み、方針通りの運営・管理を実施いたしました。
一定の成果を得られたと考えております。

② 保育目標の達成状況

保育目標について全放課後支援員が保育目標の達成に向け懸命に努力いたしました。
その結果保育目標に促した内容の保育を実施できました。
また保育計画に沿った運営を行う事が出来ました。

③ 保育計画について

年初に掲げた保育計画については概ね達成できました。今後も留守家庭児童会運営
の更なる向上を目指し業務を実施してまいります。

(組織・人員計画)

① 人員確保について

職員配置については、各児童会の状況により配置計画とは多少異なる部分もございましたが、阪南市留守家庭児童会設置要綱に基づき適正な人員配置を行う事ができました。

各現場での必要人数を充足させるための人員確保については勤務条件の見直しを行いました。

全従業員を支給給与のベースアップを行うと共に、勤務時間・支給給与を
本人の勤続年数や勤務内容に応じて考課しました。

② 人材育成・研修体制

就労開始時の入社前研修をはじめとして、障がい児童に対する保育についての研修やその他のスキルアップを目的とした研修を実施し、職員のスキル向上に努めました。今後も定期的に研修を実施し更なるスキルの向上を目指します。

(サービスについて)

① サービスの提供内容

計画に記載いたしております、イベント・文化活動・既設の行事等について、個々にイベントの実施等を行い取り組みました。

② サービスの質の確保・サービスの向上

サービスの質の確保を行うために第三者の客観的な評価とは別に年1回のセルフモニタリングを実施いたしております。また自己評価を常に行い、会社・各児童会職員がサービスの向上に日々取り組んでまいりました。

自己評価項目に挙げた部分について大部分では問題なく運営できたと考えております。

③ サービス向上に係る利用者ニーズの把握

利用者アンケートを年2回実施し利用者ニーズの把握とサービス向上に反映させてまいりました。

児童に関して、日々の連絡帳を活用したニーズの把握にも努めました。

④ サービスに係る利用者からの要望・苦情等への対応

1年を通し保護者の方々から様々な形で要望・苦情をお聞きし、都度適切に対応してまいりました。

長期休暇には保護者からの要望もあり宅配弁当サービスも実施いたしました。今後も継続してみなさまのお声に対応していきます。

(関係団体との連携について)

① 保護者との連携

保護者とは連絡帳やお迎え時の対応、電話等により定期的に連絡を取り、児童会での様子を伝え、ニーズの把握や協力要請を行ったりしながら協力関係を築いてまいりました。

必要に応じて、保護者様のご自宅訪問などをして、保護者様へご安心していただける環境の提供を進めました。

② 学校との連携

学校との連携については各支援員が定期的に学校関係者を訪問し情報共有を行い、協力関係を築き、児童会運営に生かしてきました。

③ 阪南市教育委員会との連携

弊社エリアマネージャー・統括責任者が定期的に訪問し状況報告・相談・指示をいただきながら、適切な対応ができたと考えております。

④ 地域の関係機関との連携について

児童相談所や保健所をはじめ、多様な保育サービスと十分な連携を取れるように努め、地域の保健福祉に関する情報の把握に努めております。

(危機管理体制について)

① 危機管理体制（事故）

事故発生時の対応について緊急時マニュアルや緊急時連絡表に基づき、都度適切な対応を行ってまいりました。ヒヤリ・ハットの推進により事故の発生を最小限に留め、大きな事故の発生を防止できたと考えております。

② 危機管理・安全管理・衛生管理について

危機管理・安全管理・衛生管理については、計画書通りに実施いたしました。新型コロナウイルスにより、衛生安全面を考慮しながらの運営となりましたが、適切な消毒・児童、支援員の検温・室内換気等を行い、安全な居場所を提供しております。

(情報公開・個人情報保護について)

個人情報保護について、弊社では法令を順守し適切に対処いたしております。
阪南市留守家庭児童会におきましても同様に問題なく業務を遂行いたしました。

(公の施設の管理者としての公共性・公平性について)

① 公共性・公平性

阪南市民の皆様の大切な税金により施設の運営管理をしている事を十分に理解し業務を遂行してまいりました。今後もその意識を継続し、業務に取り組みます。

② 市政策への協力・放課後子どもプラン

新型コロナウイルス感染防止対策により、行事・イベント等自粛して参りました。
今後は、感染予防対策に努めながら連携、取り組みを増やしていければと考えております。

(事業引継ぎ・事業継続)

弊社は平成 19 年 7 月より阪南市留守家庭児童会指定管理業務を受託しており、様々な内容について阪南市様より引継ぎ、サービス向上を目指し、弊社としての取組を事業に取り入れ、今日に至りました。一定の成果は出たと感じておりますが、今後も改革・改善は必要と感じておりますので、新年度も気を引き締めて事業に取り組んでまいります。

(児童への対応について)

① 児童虐待への対処

児童虐待の情報について児童会にて直接的に対応する事例はございませんでしたが、日常から支援員による保護者との連絡・連携を深め、状況によっては支援員が保護者の良き相談役になれるよう努力してまいりました。
支援員個々の技量により、そういった役目を十分に果たしている支援員とそうでない支援員はおりますが、日々の児童会での経験や弊社で実施する研修を通して、支援員個々の技量を向上させ、より保護者・地域に密着した児童会を目指していきます。

② いじめへの対処

児童会でのいじめの事例は数としては多くありませんが、いじめがあった場合には、即座に支援員による注意を行い、保護者・学校との連携を行いいじめの撲滅に努めております。

③ 障がい児への対応

児童会での障がい児童の受け入れに関して、通常の保育とは大きく異なる事を理解し、対応いたしております。

また発達障がい児童についても同様に対応いたしております。

その他、アレルギーを持った児童にはエピペン使用等についての社内研修を実施しアレルギー対応・エピペン使用についての知識を有した支援員による対応を実施いたしました。

令和4年度阪南市留守家庭児童会利用状況報告書

【2022年4月～2023年3月】【営業日数293日間】

留守家庭児童会名		通常保育					延長保育					早期保育								
		午後5時～午後5時					午後6時～午後7時					午前8時～9時								
		申込人数		利用人数		支援員数	申込人数		利用人数		支援員数	申込人数		利用人数		支援員数				
		申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児		申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児		申込人数	(内)障害児	利用人数	(内)障害児					
下荘A留守家庭児童会	443	63	5531	533	36	97	4	1302	5	29	54	0	504	0	29	156	17	853	74	35
下荘B留守家庭児童会	418	29	4779	247	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
舞留守家庭児童会	425	24	5782	358	37	121	7	1624	11	31	73	0	911	0	31	117	3	651	12	27
朝日A留守家庭児童会	395	37	5484	560	36	170	14	2160	102	31	57	0	477	0	34	124	8	726	27	32
朝日B留守家庭児童会	286	24	3336	212	36	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西鳥取A留守家庭児童会	305	24	4857	380	36	54	16	582	268	35	18	15	155	137	36	85	8	433	31	30
西鳥取B留守家庭児童会	258	24	3250	354	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東鳥取A留守家庭児童会	390	88	6816	1529	37	298	89	4909	1375	36	127	50	1680	706	36	245	64	1350	329	36
東鳥取B留守家庭児童会	361	47	5323	809	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	1	19	1	0
東鳥取C留守家庭児童会	290	35	2940	383	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	3	14	6	0
桃の木台A留守家庭児童会	402	24	5512	492	36	176	35	2495	434	36	81	13	937	45	36	175	23	958	94	35
桃の木台B留守家庭児童会	320	20	5034	366	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桃の木台C留守家庭児童会	260	47	3952	795	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新上荘A留守家庭児童会	539	35	7711	401	59	244	23	3616	277	35	108	6	1169	12	35	178	15	921	57	31
新上荘B留守家庭児童会	357	39	4327	591	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尾崎留守家庭児童会	420	80	5711	1120	49	77	10	907	40	30	10	1	36	1	30	91	11	444	46	33
合計	5869	640	80345	9130	611	1237	198	17595	2512	266	528	85	5869	901	267	1189	153	6369	677	259

令和4年度阪南市留守家庭児童会行事実績表

2022年4月1日～2023年3月31日

下荘留守家庭児童会A・B

実施日		名称	参加人数	内容
4月	終日	製作	80	プラ板製作。
5月	18日	お楽しみ会	76	貯金箱、写真立ての製作。
6月	15日	お楽しみ会	78	ハメパチマグネット製作。
7月	20日	お楽しみ会	78	屋台お祭りイベント(輪投げ、ボールあて、駄菓子屋さん、くじびき)
	29日	JTBオンラインツアー	36	ナイロビ国立公園ツアー。
8月	4日	JTBオンラインツアー	29	大分マリンパレス水族館。
	終日	製作	72	イルカの風鈴。
9月	15日	お楽しみ会	73	3連ペン立て・小物入れ製作。
10月	26日	お楽しみ会	67	木製モビール ハロウィン製作。
	終日	製作	67	しおり製作。
11月	16日	お楽しみ会	65	ブーメラン製作。(みんなで校庭で飛ばしました)
12月	23日	クリスマス会	66	ビンゴゲーム、ケーキ会食。
1月	18日	お楽しみ会	64	おやつ食べ放題。
				木製小物入れ製作。
2月	15日	お楽しみ会	64	おやつ食べ放題。
	16日	製作	64	ぐにゃぐにゃたこ製作(みんなで校庭で飛ばしました)
	17日	避難訓練	64	ちびっこ内にて 避難訓練、消防訓練。
3月	24日	お楽しみ会	63	おやつ食べ放題。
	27日	製作	63	不思議な貯金箱。

令和4年度阪南市留守家庭児童会行事実績表

2022年4月1日～2023年3月31日

舞留守家庭児童会

実施日		名称	参加人数	内容
4月	22日	お楽しみ会 「鯉のぼり製作」	15	鯉に好きな色を塗り切り取りのりで貼ってかわいい自分だけのこいのぼりが出来ました。上手です。
5月	26日	お楽しみ会 「ブロック型貯金箱」	28	説明書を見ながら解らない人も教えてもらいながら上手に組み立てて河合のが出来上がりました。
6月	22日	お楽しみ会 「ハメパチマグネット」	16	丸く切った白い紙に好きな絵を描いてハメたらかわいいマグネットが出来上がりました。
7月	27日	お楽しみ会 「イルカ風鈴」	12	イルカの風鈴製作をしました。木製のイルカに好きな色を塗り音色が美しい風鈴です。
8月	9日	ヨーヨー作り	29	どの色が当たってもうらみっこなしで持ち帰りました。
	10日	スライム作り	31	スライムを上手に出来た人も失敗した人も楽しくできました。
	29日	お楽しみ会 「スカイスクリュージュ」	33	帆に好きな絵を描いてゴムを通しそれぞれ自分だけのが出来上がり飛ばしました。高く飛んだ子もいて大喜びでした。
9月	28日	お楽しみ会 「3連ペン立て小物入れ」	22	絵を描いて小物入れを作りました。ボンドで底を張り合わせるのが難しかった様です。
10月	31日	お楽しみ会 「木製モビールハロウィン」	6	木製のモビールに「好きな色を塗り上手な作りましたかわいいのが出来ました。
11月	28日	お楽しみ会 「ブーメラン製作」	11	ブーメラン製作をしました好きな色をぬって組み立てて外で飛ばして遊びました。
12月	23日	お楽しみ会 「クリスマスじゃんけん大会」	27	クリスマスプレゼントをじゃんけんをして順番にももらいました。(けん玉ツリー、食パン消しゴム、ミニタオル)
1月	27日	お楽しみ会 「木製小物入れ絵描」	24	出来上がってる小物入れに絵を描いたりビーズ、ボンポンを張って素敵なのを作りました。
2月	24日	お楽しみ会 「ぐにゃぐにゃだこ製作」	26	ビニールの風船にマーカーで絵を描き自分だけの風を製作。風のある日に上げました。
3月	24日	お楽しみ会 「丸シート桜アート」	24	みんなで桜を咲かせようのテーマに沿って丸いピンク、グリーンのシールをはりました。塗った木に。

令和4年度阪南市留守家庭児童会行事実績表

2022年4月1日～2023年3月31日

朝日留守家庭児童会A・B

実施日		名称	参加人数	内容
4月	12日	制作	54	こいのぼりを制作。
5月	24日	制作	47	ブロック貯金箱を制作。型からはずして組み立て、絵や色を塗ってオリジナル貯金箱を制作。
6月	27日	制作	54	ハメパチマグネット制作。オリジナルの絵を描きマグネットの中に入れる。
7月	12日	制作	51	無地のうちわに絵や飾り付けをする。
	29日	制作	32	イルカに色を塗ってひもを通して風鈴を作る。
8月	15日	制作	9	スライム作り。
	29日	制作	39	スカイスクリュウ制作。
9月	26日	制作	47	ペン立てを制作。好きな絵や色を塗る。
10月	19日	制作	35	ハロウィンのモビール材料に色を塗りひもを通してモビールを作成。
11月	8日	避難訓練	全員	火災避難訓練に参加する。
	17日	制作	29	ブーメランに色を塗って作成。
12月	23日	制作	27	お絵描きブーメランの作成。
	23日	お楽しみ会	27	ガチャガチャ抽選会。
9月	26日	制作	47	ペン立てを製作。組み立てて好きな絵や色を塗る。
10月	6日 7日	ハメパチ定規	35	白紙に絵を描いて定規に挟んでオリジナル定規を作る。
11月	12日	布製ポーチ	50	布製にポーチにマジックで絵を描いてオリジナルを作る。
	20日	えんとつジェンガ	5	紙のジェンガを組み立てた後に遊ぶ。
12月	14日	クリスマス オーナメント	30	3種類の木型に色を塗ってクリスマスのオーナメントを作る。
	17日	マラカス	47	紙コップにストローを切って入れて絵を描く。
1月	17日	避難訓練	全員	地震避難訓練
	24日	制作	30	小物入れ制作。
2月	21日	制作	25	ビニール製の凧を制作。
3月	30日	制作	15	オリジナル不思議貯金箱を制作。

令和4年度阪南市留守家庭児童会行事実績表

2022年4月1日～2023年3月1日

西島取留守家庭児童会

実施日			参加人数	内容
4月	5日～ 30日	紙芝居	47	高学年が低学年に、クイズが盛り込まれた掛け合い紙芝居を実演する。
5月	11日	貯金箱	47	木製キットを組み立てて、ボスカで装飾。
6月	15日	パッチンマグネット	48	イラストを写したトレーシングペーパーを、中にはさむ。
7月	20日	お楽しみ会	49	ビンゴゲーム、ボーリング、ビーチボールいれ、わなげ コのじゃんけん。
	21日	制作うちわ・いるか風鈴	49	うちわや、木製キットにイラストや折り紙を装飾。
8月	18日	マシュマロスライム制作	46	従来のスライムに泡ハンドソープを入れ100回以上こねマシュマロ風。
	24日	スカイスクリューン制作	46	台紙をペイントし、割りばしをプロペラとネジにはめこんでゴムを通し空中に飛ばす。
9月	16日	ペンたて	48	木製キットにペンでイラストを描きこんだり、折り紙みを貼ったりして組み立てる。
10月	3日	ハローウィンモビール	47	モビールキットにボスカでペインティング、紐を通してパーツをつるす。
11月	1日	ブーメラン	46	ブーメランキッドにボスカで装飾。 校庭で飛ばす。
12月	1日	クリスマスカード	47	厚紙キッドを切り取り色鉛筆で塗る。パーツをのりで貼り飛び出すカード。
	23日	おたのしみ会	47	グラグラゲーム・フリスビーシュート・動くたまいれ・シール引き・景品釣りケーキとジュースで会食
1月	終日	小物入れ 毛糸でマスコット	46	木のパーツを組み立ててフェルトを貼る 自由参加で毛糸を使ってマフラーやぼんぼりマスコットを制作
3月	24日	おたのしみ会	45	ポッチャゲーム・じゃんけん列車・箱の重量あて たこあげ運動場
	27日	貯金箱	45	木のパーツを組み立てアルファベットのスタンプを押す。

令和4年度阪南市留守家庭児童会行事実績表

2022年4月1日～2023年3月31日

東鳥取留守家庭児童会A・B・C

実施日		名称	参加人数	内容
4月	20～ 25日	制作	77	こいのぼり製作。(型に切り、色を塗って制作した)
	27日	お楽しみ会	75	チーム対抗ワードブロックでクイズに答える。
5月	18日	お楽しみ会(制作)	75	貯金箱制作。(キャラクターの絵や色を塗って制作した)
	19～ 31日	お楽しみ会(制作)	19	貯金箱制作。(キャラクターの絵や色を塗って制作した)
6月	15日	お楽しみ会(制作)	90	ハメパチマグネット制作。
	17～ 20日	制作	90	七夕の短冊に将来の夢や願いを書いて飾り付けた。
7月	20日	お楽しみ会	73	ビンゴゲーム。(上級生がリーダーになりみんなで楽しんだ)
	26日	制作	85	風鈴を製作。(木製のイルカの方に色を塗り制作)
8月	5日	お楽しみ会	92	「お店ごっこ」上級生がリーダーになり屋台の制作をし、みんなで楽しんだ。
	8日	制作	94	白いうちに好きな色を塗ったり、絵をかいたりした。
	24日	制作	94	スカイスクリューを製作。
9月	15日	制作	106	木製のペン立てを作成。絵をかいたり色を塗ったりした。
10月	17日	お楽しみ会(製作)	19 後日73人	ハロウィン関連の型抜き。色を塗って糸を通してモビールを作成。
	31日	ハロウィン	22	白いナイロン袋でマントを作成し、運動場のごみひらいをした。
11月	16日	制作	83	おえかきブーメランを作成。好きな絵や色を塗って運動場で遊んだ。
12月	7日	制作	74	飛び出すクリスマスカードを作成。折り紙やシールで飾り付けた。
	23日	制作	69	グラグラツリーに色を塗って作成した飾りをつける。
	23日	お楽しみ会	69	ビンゴゲーム大会を開催。
1月	12日	制作	66	木製の小物入れに子供たちが好きなキャラクターを描いたり色をぬったりした。
2月	15日	制作	78	ぐにゃぐにゃだこを制作。
3月	15日	制作	60	白い大きな紙に木を描き、色を塗りシールを貼って桜の木を制作。
	28日	制作	60	木製の不思議な貯金箱を製作。

令和4年度阪南市留守家庭児童会行事実績表

2022年4月1日～2023年3月31日

桃の木台留守家庭児童会

実施日		名称	参加人数	内容
4月	11日	お楽しみ会 「イースターエッグ」	28	イースターエッグの中に、名前と自分の特技を書いて教室の中のいろいろな所に隠して探す。見つけたエッグを、開けて中身を紹介する。その時に紹介されるお友達は、みんなの前に立って挨拶をして、拍手をされました。
	19～23日	製作 鯉のぼり	71	去年もらった折り紙と鯉のぼりを作り、画用紙に張り付け持って帰ってもらう
5月	18日	引き渡し訓練	71	巨大地震が起きた時に、何処に避難するかの訓練をする。兄弟姉妹の場合は、高学年が、低学年の所に行く。
	26日～	いろいろ貯金箱	78	木で、組み立てる貯金箱を作る。バラバラになりやすいので木工用ボンドでくっつける。ポスカやマジックで色を付ける。楽しんでつくりました。
6月	11日	ワードブロックで自己紹介	28	1辺40cmのワードブロックを積んで、自己紹介を1年生だけする。沢山のブロックから自分の名前をさがすのに、ひとくろうする。
	1～20日	ハメパチマグネット	77	色々な絵を書いて、はさむ。1年生でも喜んでいた。
7月	1～7日	製作 セタかざり	30	セタの短冊に願い事を書く。飾りをつけたり、楽しむ。
	20日	お楽しみ会 「屋台屋さんごっこ」	78	段ボールで屋台を作り高学年が「ヨーヨー屋さん」「ガチャガチャ屋さん」のお店をする。低学年が、カードを持ってまわる。楽しんでくれました。
8月	1日～	マシュマロスライム作り	76	ショウインの動画コンテンツの中の元気先生の夏休み自由研究ふわふわマシュマロスライムを作る。皆本当に出来て大喜びで遊ぶ。
	25日	オンラインツアー	77	JTBとコラボしナイロビオンラインツアーを見る。音源が小さく聞こえにくかったし、動物が、あまりいなかった。
	4～29日	製作	39	うちわ、イルカの風鈴、スカイスクリューンを作り、暑い夏休みの楽しい時間になりました。
9月	29日	3連ペン立て小物入れ	77	木を組み立て 色を付けて思い思いのペン立てを作る。
10月	9日	製作 ハロウィンモビール	79	ハロウィンのかざりに色を付けて個性的なモビールをつくりました。
	14～20日	ハロウィン仮装大会	70	ハロウィンの仮装をして、SDG'sの紙と海を大切にの消しゴムをハロウィンカプセルに詰め新聞紙で作った釣竿で釣る。何回もしたいと盛り上がる。
11月	17～20日	製作 ブーメラン	70	各自思い思いの色を塗って、個性豊かなブーメランを作る。飛ばしているときに、重りが取れてさがすのに、苦労しました。
12月	1～20日	製作 「ぐらぐらビックツリー」 「飛び出すX'masカード」	78	底が球体になっている不安定なツリーにオーナメントを塗りつぶし何個つけられるかを競いあう。開くととびだす手作りカードをつくる。
	23日	お楽しみ会	78	ケーキやお菓子を食べた後、核教室でビンゴゲームをする。1年生は、2年生のおねえさんが、可愛い折り紙をもらいとても喜びました。
1月	4～14日	木製フォトフレーム	78	木を組み立て色を付けて思い思いのフォトフレームを作る。
2月	3日～	製作 グニャグニャ風	70	グニャグニャ風に、思い思いの色を塗り 颯爽と飛ばしました。思いのほかよくとんで、運動場を走り回りました。
3月	5日～	製作 不思議な貯金箱	77	今度のは、ピッタリと組めて、1年生でも説明書をみて上手に出来ました。1年間の成長を感じ取りました。
	25日	お楽しみ会 緑日ごっこ遊び	50	2年生が、緑日の人になり 射的、輪投げ、ストラックアウトをしました。1年生は、カードを持ってまわりました。余りにも面白かったので何回もしたいと自分でカードを作った子がいました。

令和4年度阪南市留守家庭児童会行事実績表

2022年4月1日～2023年3月31日

新上荘留守家庭児童会A・B

実施日		名称	参加人数	内容
5月	18日	貯金箱 1か月だけの児童(フォ トフレーム)	68	色を塗ったり絵を描いたりして飾り付けをして制作をする
6月	22日	ハメパチ	65	白い画用紙に自分の好きな絵を描きハメパチの型にはめる
7月	20日	ビンゴ大会	68	みんなでビンゴをして景品をもらう
	29日	スカイスクリュー	65	自分で好きな絵を描いたりスクリュー外で飛ばす
		JTBオンラインツアー	65	ナイロビ国立公園ツアー。
8月	24日	スーパーボールすくい	70	スーパーボールを順番にする。スタンプカードを作る
		風鈴、うちわづくり	68	風鈴、うちわをつくる
		屋台ごっこ(お店)	69	段ボールで屋台を作り、いろんなお店に買い物に行く
9月	終日	ペン立て	65	3つの部品に色を塗るなどして飾り付けをし合体させる
10月	19日	製モビール『ハロウィン』	65	モビールの制作キットを使って「ハロウィン」の飾り付けを作る
11月	16日	おえかきブーメラン	58	好きな色をぬって作ったブーメランをみんなで校庭で飛ばす
12月	23日	クリスマス会 ビンゴ・おやつ	62	みんなでビンゴをする、プレゼントをもらう
			62	みんなで一緒にケーキやおやつを食べ楽しく過ごす
1月	25日	写真立て	69	色を塗ったり好きな絵を描いて飾り付けをする
2月	22日	たこ作り(たこあげ)	62	たこあげの製作。ビニールの部分にペンで絵を描く。校庭でそれぞれ自分の凧を上げる
3月	24日	ビンゴ	65	みんなでビンゴをして景品をもらう
	27日	製作「不思議な貯金箱」	61	好きな色をぬって絵を描いて形を合わせながら作る

令和4年度阪南市留守家庭児童会行事実績表

2022年4月1日～2023年3月31日

尾崎留守家庭児童会

実施日		名称	参加人数	内容
4月	11日～25日	製作「こいのぼり」	34	ペーパークラフトのこいのぼりに色を塗り、切り、組み立てて、こいのぼりを作る。
	20日	お楽しみ会「サイコロクイズ」	28	50音のサイコロボックスを使い、クイズを出して、言葉を並べて答えを出す。2チームに分かれ、早いチームに勝ち。
5月	23日	製作「貯金箱」	35	木の貯金箱を作る。好きな絵をマジックで書いて組み立てていく。
	25日	お楽しみ会「クイズ大会」	29	動物探しクイズと言葉の並べ替えクイズをおよそ30問。
6月	17日～30日	製作「マグネット作り」	34	好きなシール、スパンコールを選んでつけてマグネットを作る。
	29日	お楽しみ会「新聞乗りゲーム」	25	1人一枚新聞を持ち、じゃんけんをして、負けたほうが新聞を小さく折り、新聞に載れなくなったら負けのゲームをする。
7月	25日～8月29日	製作「イルカの風鈴」	38	木のイルカにペンで色を塗って風鈴を作る。
	27日	お楽しみ会「パチパチリレー」	18	2チーム作り、一人一人手をたたいて、ぱちぱちリレーをしてどちらが早くパチパチ終わるか対決する。
8月	1日～31日	「うちわ」「スカイスクリュウ」「スライム」	43	うちわに絵をかくたり、スカイスクリュウを作って飛ばしたり、スライムを作ったり、たくさん遊んだ。
	19日	お楽しみ会「屋台ごっこ」	23	ヨーヨーとくじ引きの屋台とお店を出して、みんなでする。景品なども楽しんで選びました。
9月	12日～30日	製作「3段ボックス」	32	好きな絵をかくて、3つの入れ物を組み立てて物入れを作る。
	28日	お楽しみ会「ボール運び」	25	タオルを使って二人一組で、大小の段ボールを運ぶ。2チームに分かれて競う。
10月	15日～31日	製作「ハロウィンモビール」	31	木のハロウィン柄の絵に好きな色を塗って、飾りをつける。
	26日	お楽しみ会「ハロウィンカプセルすくい」	25	カプセルにつける仕掛けを作り、フックにひもをつけてカプセルを釣る。3チームに分かれてタイムを競う。
11月	15日～30日	製作「お絵描きブーメラン」	32	ブーメランに好きな絵をかくて飛ばす。
	16日	お楽しみ会「おたまりレー」	26	2チームに分かれ、おたまりボールを載せて、一周回る。どちらのチームが早い競う。
12月	1日～15日	製作「クリスマスカード」	33	好きな色や、飾りをつけて渡したい人に飛び出るクリスマスカードを作る。
	23日	動物消しゴムすくいどり	24	小さな動物消しゴムを一人二回、スプーンですくってプレゼントする。
1月	13日	地震、津波の避難訓練	全員	運動場に1度集合して、人数確認。屋上へ避難する。すぐに動けるように、日ごろからの保育が大切、命を守ることに繋がる。
	20日～31日	製作「ペン立て」	33	木のペン立てにマジックペンで好きな絵を描く。
	23日	お楽しみ会「フラフープリレー」	23	3チームに分かれて、フラフープを体一周して、くぐりチーム対抗でする。
2月	16日～28日	製作「ぐにゃぐにゃタコ」	33	大きな尻にマジックペンで好きな絵をかくて仕上げる。
	22日	お楽しみ会「新聞字探し」	28	4チームに分かれて。新聞に載っている字をお題を出して探す。
3月	27日～31日	製作「不思議な貯金箱」	33	木の面に好きな絵をかくて組み立てる。ミラーを入れて不思議な貯金箱を作る。
	28日	お楽しみ会「ターゲットプレイ」	24	チームに分かれて色の点数付きマットにおもりを投げて点数を競う。

令和4年度阪南市留守家庭児童会研修実績

(会場) 各留守家庭児童会

オンライン研修：Shouin			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2022年 5月1日 ～ 5月31日	発 達 障 害 初級編	発達障害と対応の影響。	60 人

(会場) 各留守家庭児童会

オンライン研修：Shouin			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2022年 6月1日 ～ 6月30日	発 達 障 害 初級2・3	問題点・対応方法。	49 人

(会場) 各留守家庭児童会

オンライン研修：Shouin			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2022年 7月1日 ～ 7月31日	リスクマネジ メントベーシ ック1・2	災害や危険に対するリスクマネジメント。	48 人

(会場) 各留守家庭児童会

オンライン研修：Shouin			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2021年 9月1日 ～ 9月30日	多様性の理解 1・2	多様性を理解する、考える。	55 人

(会場) 各留守家庭児童会

オンライン研修：Shouin			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2021年 10月1日 ～ 10月31日	コミュニケー ション 初級 編1・2・3	コミュニケーションとは。傾聴と共感。	55 人

(会場) 各留守家庭児会

オンライン研修：Shouin			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2021 年 11 月 1 日 ～ 11 月 30 日	怒りの感情と 上手に付き合 う	怒りの感情について。怒りのメカニズム。対処法。	59 人

(会場) 各留守家庭児会

オンライン研修：Shouin			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2021 年 12 月 1 日 ～ 12 月 28 日	保育上のコミ ュニケーショ ンと指導 初級 1	安心安全な居場所づくり、学習時間の設定、環境整備。	55 人

(会場) 各留守家庭児会

避難訓練 【尾崎：水害 舞：土砂災害 その他：地震等】			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2023 年 1 月 4 日 ～ 1 月 31 日	保育上のコミ ュニケーショ ンと指導 初級 2	学童期の子どもの特徴、支援者としての大切な視点、 支援者の姿勢と子どもへの対応。	56 人

避難訓練 【尾崎：水害 舞：土砂災害 その他：地震等】			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2023 年 3 月 1 日 ～ 3 月 31 日	避難訓練	命を守る行動を学ぶ。避難場所、経路の確認。保護者 への連絡対応について。役割分担、情報伝達・共有に ついて話し合う。	58 人

(会場) エルおおさか

日 付	名 称	内 容	参加人数
2022 年 9 月 6 日 (火) 16 日 (金) 20 日 (火) 10 月 3 日 (月) 2022 年 9 月 22 日 (木) 10 月 11 日 (火) 18 日 (火) 25 日 (火)	大阪府 放課後支援員 資格研修	放課後支援員資格研修	6 人

(会場) 各留守家庭児会

オンライン研修			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2022年 5月19日	学童保育事業 本部研修	アレルギー・エピペン研修 (アレルギーとは・アナフィラキシー・ 面談の方法・エピペンの使用等)	8人

(会場) 各留守家庭児会

オンライン研修			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2022年 6月16日	学童保育事業 本部研修	天候・熱中症研修 (雷・竜巻・暑さ対策等)	8人

(会場) 各留守家庭児会

オンライン研修			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2022年 7月14日	学童保育事業 本部研修	危機管理研修 (災害時・不審者・保育時の危機管理等)	8人

(会場) 各留守家庭児会

オンライン研修			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2022年 9月15日	学童保育事業 本部研修	保育に関する研修～遊びについて～ (遊びの重要性・遊びの紹介等)	8人

(会場) 各留守家庭児会

オンライン研修			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2022年 10月20日	学童保育事業 本部研修	衛生研修 (嘔吐物処理・インフル、ノロの対応等)	8人

(会場) 各留守家庭児会

オンライン研修			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2022 年 12 月 15 日	学童保育事業 本部研修	児童の理解に関する研修 ～配慮を有する児童について～ (発達障害・ダウン症・知的障害等)	8 人

(会場) 各留守家庭児会

オンライン研修			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2023 年 1 月 19 日	学童保育事業 本部研修	人権に関する研修+コンプライアンス研修	8 人

(会場) 各留守家庭児会

オンライン研修			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2023 年 2 月 16 日	学童保育事業 本部研修	個人情報研修	58 人

(会場) 各留守家庭児会

オンライン研修			
日 付	名 称	内 容	参加人数
2023 年 3 月 16 日	学童保育事業 本部研修	基礎研修 (新年度を迎えるにあたって)	8 人

阪南市/留守家庭児童会 事故件数報告

内容 児童会	A:頭痛 (あたまいた)	B:腹痛 (おなかいた)	C:発熱 (のぼせ等)	D:外傷等										
				1.擦り 傷	2.切り傷	3.突き指	4.鼻血	5.とげ	6.打撲	7.捻挫	8.骨折	9.火傷	10.熱中症 (日射病等)	11.光化学 スモッグ
下荘A	4	0	1	4	3	0	2	0	4	1	0	0	0	0
下荘B	0	0	1	7	2	0	0	0	6	0	0	0	0	0
舞	11	3	0	8	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0
朝日A	3	0	3	31	5	1	11	0	15	2	0	0	0	0
朝日B	0	0	0	6	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0
西鳥取A	3	1	4	35	10	2	12	1	48	3	0	0	0	0
西鳥取B	7	0	0	7	2	1	3	0	13	0	0	0	0	0
東鳥取A	0	3	4	1	1	0	1	0	3	0	1	0	0	0
東鳥取B	1	3	2	8	1	0	5	0	1	0	0	0	0	0
東鳥取C	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
桃の木台A	1	2	1	11	3	0	2	0	5	0	0	0	0	0
桃の木台B	2	1	2	34	14	0	20	1	21	4	0	0	0	0
桃の木台C	13	4	2	28	7	0	4	0	7	1	0	0	0	0
新上荘A	2	1	3	16	1	0	2	0	10	0	0	0	0	0
新上荘B	3	2	1	22	3	1	7	0	18	2	0	0	0	0
尾崎	1	1	0	43	6	3	5	0	34	1	0	0	0	0
合計	51	21	24	262	59	8	78	2	190	15	1	0	0	0

2022年度阪南市留守家庭児童会運営収支実績報告書

(単位:円)

項目		内訳		小計
収入の部	指定管理料			78,023,000
	保育料	通常保育料・延長保育料		33,372,960
	立替	コロナ補助金・処遇改善手当金		11,031,794
	支援金			3,200,000
経常収入合計【A】				125,627,754
支出の部	人件費	給与	職員に支払う給与・有休休暇取得費用	98,942,012
		法定福利費	法令に基づいて法人が負担する厚生年金・健康保険料 雇用保険料等の費用	4,910,981
		福利厚生費	職員の健康診断その他の福利厚生費	193,224
		研修費	社内研修・社外研修等に係る人件費	21,773
		通勤手当	職員の通勤手当	2,178,473
		旅費交通費	研修時交通費等	542,401
	合計①			106,788,864
	事務費	消耗品費	事務用品等・コロナ補助金購入分一部	5,558,439
		燃料費	灯油等	0
		修繕費	建物・器具および備品などの修繕費	2,968,848
		印刷製本費	留守家庭児童会書類印刷費用	305,706
		保健衛生費	医療品、エアコン清掃等	980,091
		通信運搬費	電話使用料・切手代	1,137,364
		広告料	募集広告に係る費用	1,098,869
		支払手数料・租税公課	振込手数料・印紙代・証明書代	761,809
		保険料	賠償責任保険	238,177
		委託料	遠足等	0
		賃貸料	レンタカー代(・物品運搬車)・コピー機リース料	431,673
		備品購入費	玩具・書籍・収納BOX・その他備品	360,998
		雑費	行事費、原価償却費等	204,829
		管理費	専任担当者人件費・巡回交通費・通信費等 事務諸経費・本社経費	8,715,347
	合計②			22,762,150
	合計①+②			129,551,014
経常支出合計【B】(税込)			129,551,014	
収支差額【A】-【B】			-3,923,260	

阪南市長 水野 謙二 様

令和 4 年度阪南市留守家庭児童会自己評価

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
近畿支店 支店長 野寄 貴之

① 保育目標に対する自己評価

弊社では毎年、在籍する児童一人一人が児童会での生活を通して、コミュニケーションや礼儀の大切さを学び、社会性を身に付けていただく事を大きな目的の一つとして位置付け、それに向かったの保育目標を掲げてまいりました。令和4年度につきましても、この部分に関して支援員各人が児童一人一人と向き合い、コミュニケーションの充実を図り、例年通り4月当初と比較しての児童一人一人の成長を感じる事ができました。各児童会の支援員一人一人のスキルアップへの課題についても主任支援員から中堅の支援員への保育・業務に関する教育を日常的に行い、支援員一人一人が自覚を持ち業務を遂行する事で安定した保育体制を構築できたと考えております。

次年度につきましては、より在籍児童数が増え保育環境については厳しさが増す状況が想定されるため、会社全体としてのフォロー体制をより充実させ現場の負担を軽減し、スムーズな運営を引き続き行うよう努めます。

② 健康管理

児童の健康管理には細心の注意を払い保育を行いました。病気や怪我が発生した場合には適切な対応を行い、保護者の方には電話にて連絡を取り、早急な対応を行う事ができました。

③ 安全管理

施設内は従来通り、常に清潔に保つことが出来ました。子供たちにも掃除する大切さを指導し掃除の大切さを教えました。また従来通り児童が嘔吐した場合に備えた『嘔吐物処理セット』を各児童会に配置し、感染症が発生した場合の他の児童への二次感染防止に努めております。

④ 危機管理

児童の怪我等多少とも発生いたしましたが、防犯・防災の対応について、緊急対応としては問題なく対応できました。今後も連絡・チェック体制の確認を定期的に行い、各支援員に確認・報告・連絡・相談の徹底を行わせます。

防犯・防災訓練については、学校主催の訓練に参加させていただき、支援員たちの訓練を行いました。併せて、自主訓練を行ってまいります。

⑤ サービスの向上について

要望・苦情に関して会社としてどのように対応していくか検討し、必要に応じ保護者様へご連絡させて頂いております。内容・経過を生涯学習推進室様へご報告させて頂いており、今年度頂いた要望・苦情に関して出来る限りの対応をいたしました。

また、年 2 回アンケートを実施させて頂いております。保護者様からの様々なニーズを知る事ができ、また、それを分析する事により今後の保育に役立てていきます。

⑥ 周囲との連携

以前から児童会毎に月 1 回『ホームだより』というお便りを各児童・保護者向けに配布しております。各児童会で行った行事やおたのしみ会等のイベント等を保護者様へ発信する事で、児童会での出来事を保護者様の皆様に知ってもらう事ができ、より児童会への理解を深めていただいていると考えております。

⑦ 人員体制

児童会では支援員を確保し保育に支障が無いように対応できました。

次年度についても引き続き、適正な人員の配置を行います。

⑧ 研修計画について

今年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のため、オンラインでの研修を行いました。研修後には全支援員が研修報告書を提出し、より確実に研修内容に対する理解を深めたと考えております。

また大阪府放課後支援員研修に 6 名の支援員が参加しました。

研修計画については計画通り実施できたと考えております。

次年度より年間 4 回以上の研修参加を計画しており、より一層の支援員スキルの向上を図って参ります。

阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者選定評価方法（案）

阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会は、下記の指定管理者候補者の選定基準及び評価基準に基づき応募者の審査を行い、総合点が最も高い順に指定管理者候補者を決定する。

阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者選定基準及び評価基準

1. 下記の選定基準に基づき、それぞれの評価項目について評価する。

- ①市民の平等な利用が確保されること
- ②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること
- ③管理経費の縮減が図られること
- ④施設の効用を最大限発揮し、児童の自発性・主体性等の一層の向上が図られること
- ⑤効率的・効果的な事業運営が図られること
- ⑥衛生管理及び安全対策が講じられていること
- ⑦関係機関等と連携すること
- ⑧その他特に加点すべき提案等

2. 評価項目の評価点は、下記の評価基準の通りとする。

- | | |
|-------------|---------|
| A. 特に優れている | 配点×1. 0 |
| B. 優れている | 配点×0. 7 |
| C. 普通 | 配点×0. 5 |
| D. やや劣っている | 配点×0. 3 |
| E. 劣っている | 配点×0. 1 |
| F. かなり劣っている | 配点×0 |

3. 上記の総合点で判断する。

- ①提出書類と提案説明会の結果を基に、評価項目に基づき選定委員会において総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。
- ②選定委員の配点合計のうち、最高点と最低点を除いた評価点の合計を当該申請者の総合点とします。
- ③総合点が最も高い順に指定管理者の候補者を選定します。なお、同点の場合は、選定委員会の委員長が候補者順位を決定します。
- ④総合点が満点の60％に満たない場合、指定管理者の候補者に選定しません。

【指定管理者評価項目別配点】

選定基準	評 価 項 目	配 点
①市民の平等な利用が確保されること	公の施設の公共性・公平性に対する考え方	5 点
	施設間のサービス内容の平準化に対する考え方	5 点
	個人情報の保護に対する対応方針と社会的弱者への配慮、緊急時の対応	5 点
	小 計	1 5 点
②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること	団体の組織の状況	5 点
	団体の事業実績（過去の事業実績を含む）	5 点
	施設の管理運営に必要な資産（財政力）	5 点
	職員の人員配置（勤務体制・配置体制・人数）	2 0 点
	人材確保の方策及びその確実性	2 0 点
	人員不足が生じた場合のバックアップ体制	1 0 点
	研修計画・指導体制・支援体制	1 5 点
	小 計	8 0 点
③管理経費の縮減が図られること	指定管理料見積金額による評価 ・ 3 0 点 × 申請者の中の最低提案額 ÷ 当該事業者の提案額 ＝得点（1 点未満切り捨て）	3 0 点
	運営収支計画・経費縮減の考え方及び具体的方策	1 0 点
	小 計	4 0 点
④施設の効用を最大限発揮し、児童の自主性・社会性等の一層の向上が図られること	留守家庭児童会の運営に対する基本的な考え方	1 5 点
	生活習慣や社会性を習得するための具体的な実施策	2 0 点
	児童の発達段階に応じた育成支援に対する考え方及び支援内容	2 0 点
	特別な配慮を必要とする児童（障がい・虐待・いじめ・アレルギ－・日本語能力など）への配慮に対する考え方	2 5 点
	小 計	8 0 点
⑤効率的・効果的な事業運営が図られること	I C T 活用やデジタル化による児童・保護者の利便性向上	1 0 点
	I C T 活用やデジタル化による支援員等の業務効率化	1 0 点
	小 計	2 0 点
⑥衛生管理及び安全対策が講じられていること	・ 感染症予防・事故やケガの防止の対応・防犯対策 ・ 防災対策・安全計画の策定・業務継続計画の策定	3 0 点
	小 計	3 0 点
⑦関係機関等と連携すること。	保護者との連携	1 0 点
	学校との連携	1 0 点
	地域との連携	5 点
	小 計	2 5 点
⑧その他特に加点すべき提案等	・ 特に加点して評価すべき提案	1 0 点
	小 計	1 0 点
	合 計	3 0 0 点

阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者選定評価表(案)

評価者氏名

資料4-②

選定基準	評 価 項 目	配 点	評価点						得点	
			A (×1.0)	B (×0.7)	C (×0.5)	D (×0.3)	E (×0.1)	F (×0)		
			特に優れて いる	優れている	普通	やや劣って いる	劣っている	かなり劣っ ている		
①市民の平等な利用が確保されること	公の施設の公共性・公平性に対する考え方	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0		
	施設間のサービス内容の平準化に対する考え方	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0		
	個人情報の保護に対する対応方針と社会的弱者への配慮、緊急時の対応	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0		
	小 計	15点	小 計							
②管理を安定して行う物的能力及び 人的能力を有すること	団体の組織の状況	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0		
	団体の事業実績(過去の事業実績を含む)	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0		
	施設の管理運営に必要な資産(財政力)	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0		
	職員の人員配置(勤務体制・配置体制・人数)	20点	20	14	10	6	2	0		
	人材確保の方策及びその確実性	20点	20	14	10	6	2	0		
	人員不足が生じた場合のバックアップ体制	10点	10	7	5	3	1	0		
	研修計画・指導体制・支援体制	15点	15	10.5	7.5	4.5	1.5	0		
	小 計	80点	小 計							
③管理経費の縮減が図られること	指定管理料見積金額による評価	30点	・30点×申請者の中の最低提案額÷当該事業者の提案額 ＝得点(1点未満切り捨て)							
	・30点×申請者の中の最低提案額 ÷当該事業者の提案額＝得点(1点未満切り捨て)									
	運営収支計画・経費縮減の考え方及び具体的方策	10点	10	7	5	3	1	0		
	小 計	40点	小 計							
④施設の効用を最大限発揮し、児童の 自主性・社会性等の一層の向上が 図られること	留守家庭児童会の運営に対する基本的な考え方	15点	15	10.5	7.5	4.5	1.5	0		
	生活習慣や社会性を習得するための具体的な実施策	20点	20	14	10	6	2	0		
	児童の発達段階に応じた育成支援に対する考え方及び支援内容	20点	20	14	10	6	2	0		
	特別な配慮を必要とする 児童への配慮に対する考え方	障がい	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0	
		虐待	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0	
		いじめ	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0	
		アレルギー	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0	
		日本語能力など	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0	
	小 計	80点	小 計							
⑤効率的・効果的な事業運営が図られ ること	ICT活用やデジタル化による児童・保護者の利便性向上	10点	10	7	5	3	1	0		
	ICT活用やデジタル化による支援員等の業務効率化	10点	10	7	5	3	1	0		
	小 計	20点	小 計							
⑥衛生管理及び安全対策が講じられ ていること	・感染症予防・事故やケガの防止の対応・防犯対策	30点	15	10.5	7.5	4.5	1.5	0		
	・防災対策・安全計画の策定・業務継続計画の策定		15	10.5	7.5	4.5	1.5	0		
	小 計	30点	小 計							
⑦関係機関等と連携すること。	保護者との連携	10点	10	7	5	3	1	0		
	学校との連携	10点	10	7	5	3	1	0		
	地域との連携	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0		
	小 計	25点	小 計							
⑧その他特に加点すべき提案等	・特に加点して評価すべき提案	10点	10	7	5	3	1	0		
	小 計	10点	小 計							
合 計		300点	280	196	140	84	28	0	0	

阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項

(案第1版 20240219)

下荘留守家庭児童会
舞留守家庭児童会
朝日留守家庭児童会
西鳥取留守家庭児童会
東鳥取留守家庭児童会
桃の木台留守家庭児童会
新上荘留守家庭児童会
尾崎留守家庭児童会



HANNAN
SDGs未来都市



令和6年5月
阪南市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	施設の設置目的	1
3	施設の概要	2
4	指定の期間	2
5	管理運営方針・管理の基準及び業務内容	2
6	応募資格	2
7	指定管理者の募集及び選定スケジュール	4
8	応募説明会・施設見学会の開催	4
9	質疑及び回答	4
10	応募の手続き	5
11	経費に関する事項	6
12	選定の方法及び基準	6
13	指定管理者の指定及び協定	9
14	問合せ	10

1 はじめに

留守家庭児童会は、保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的に設置するものです。

阪南市では、市内の8つの市立小学校の全校の敷地内に留守家庭児童会を開設しており、平成19年7月に留守家庭児童会の管理運営業務に指定管理者制度を導入しました。本市の留守家庭児童会の入会児童数は、高学年（4年生以上）の受入れを開始した平成28年度から増加し続け、その後、新型コロナウイルス感染症による利用控え等により、一時的に減少傾向にありましたが、令和5年度は入会児童数及び入会率ともに増加に転じました。

一方、留守家庭児童会を運営する支援員等については、配置基準をクリアしているものの、思うように人材を確保することができず、人員配置に余裕がない厳しい運営状況が常態化しています。

国においては、平成30年9月に発出した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、令和5年度末までの放課後児童クラブ（本市における留守家庭児童会）の待機児童の早期解消、児童の自主性と社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童対策の取組を推進してきました。しかし、令和5年5月時点で待機児童が依然として約1.6万人存在し、令和5年度末までの目標達成が困難な状況となりました。そこで、放課後児童対策を一層強化して、児童のウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、放課後児童クラブの活動に関わる人材の確保、放課後児童クラブを開設する場の確保など、集中的に取り組むべき対策をとりまとめた「放課後児童対策パッケージ」を令和5年12月に発出したところです。

全国的に共働き家庭の児童数のさらなる増加が見込まれるなか、本市においても、子育て支援施策はもとより保護者の就労支援施策としても、留守家庭児童会の重要性は今後さらに高まるものと認識しています。

そこで、今回の指定管理者の募集においては、本市の状況と国の動向を踏まえ、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの健全な育成を図るため、次の4つの事項を念頭に、児童の自主性と社会性をより一層向上できる提案を期待しています。

1. 留守家庭児童会を効率的・効果的に運営できるか
2. 留守家庭児童会の安定的な運営に必要な支援員等を確保できるか
3. 基本的な生活習慣を習得できる「生活の場」を提供できるか
4. 発達段階に応じた主体的な遊びができる「遊びの場」を提供できるか

2 施設の設置目的

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、もってその児童の健全な育成を図ることを目的として設置しています。

3 施設の概要

開設箇所数：8 小学校区内、支援の単位：1 6

児童会名	所在地	定員	支援 単位	施設 種別	延床面積 (㎡)
下荘留守家庭児童会	箱作 2320	60 人	2	専用施設	144.5
舞留守家庭児童会	舞 4-6-31	40 人	1	校舎内	64
朝日留守家庭児童会	自然田 272-1	60 人	2	校舎内	112
西鳥取留守家庭児童会	鳥取 72	80 人	2	校舎内	128
東鳥取留守家庭児童会	石田 600-1	120 人	3	専用施設	353.1
桃の木台留守家庭児童会	桃の木台 5-423-33	100 人	3	専用施設	273.6
新上荘留守家庭児童会	下出 548-1	80 人	2	専用施設	190.7
尾崎留守家庭児童会	尾崎町 5-33-8	60 人	1	専用施設	102.1

4 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

※この期間は、指定管理者候補者の決定後、市議会の議決により確定します。

5 管理運営方針・管理の基準及び業務内容

この要項に記載されているもののほか、別途、「阪南市留守家庭児童会指定管理者業務仕様書」で定めます。

6 応募資格

(1) この募集に応募できる者は、次のいずれかに該当する者としします。

- ①指定の期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という）
- ②①の法人等を含む複数の法人等により構成されたグループ（以下「グループ」という）

(2) グループでの応募については以下を遵守してください。

- ①グループで応募する場合、構成員の中からグループを代表する代表団体を定めてください。
- ②協定の締結にあたっては、グループの構成員すべてを協定当事者としします。
- ③単独で応募した法人等は、グループ応募はできません。
- ④グループ応募の代表団体及び構成員は、複数のグループ応募はできません。
- ⑤応募書類提出後、代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

(3) 欠格事項

この募集に応募しようとする者（グループ応募の場合にあつては、全ての構成員）は、次に掲げる条件を全て満たすものとします。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者として扱いません。また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資

格を取り消すことができるものとします。

- ①阪南市入札参加停止要綱（平成１３年阪南市訓令第１２号）に基づく入札参加停止若しくは指名回避又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成２５年２月２１日決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
 - ②地方自治法施行令（昭和２２年政令１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ③公募開始の日から契約締結までの日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第３３条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く）、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第４１条第１項の更生手続開始の決定を受けた者を除く）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - ④国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - ⑤阪南市暴力団排除条例（平成２４年阪南市条例第１６号）第２条に規定する暴力団、暴力団密接関係者等に該当しない者であること。
 - ⑥本業務と同等以上とみなされる業務を提供した実績があること又は本業務に関し、事業者が独自に新たな提案を供する意思があること。
 - ⑦指定管理業務を遂行できる体制が整えられていること。
 - ⑧団体またはその代表者（（カ）の場合、代表者に準ずる地位にあるものを含む）が次の者に該当しないこと。
 - （ア）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - （イ）本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者。
 - （ウ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。
 - （エ）地方自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から２年を経過しない者。
 - （オ）本市の市議会議員、市長並びに地方自治法第１８０条の５第１項及び第３項の委員会の委員である者。
 - （カ）今回の指定管理者選定委員会委員及び公募事務に関与した者、またはこれらの者と利害関係にある者。
 - （キ）法律行為を行う能力を有しない者。
 - （ク）破産宣告を受け、復権を得ない者。
- （４）過去３年以内（令和６年４月１日基準日）に、児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業の管理運営の実績が必要です。

7 指定管理者の募集及び選定スケジュール

(1) 募集要項等公開（市ウェブサイト掲載）	5月1日(水)～
(2) 応募説明会	5月15日(水)
(3) 質疑受付期間	5月16日(木)～22日(水)
(4) 質疑回答日	5月27日(月)
(5) 応募受付期間	6月3日(月)～6月13日(木)
(6) 提案説明会	6月●日(●)※要調整
(7) 候補者の決定、通知、選定理由等の公表	7月中旬
(8) 指定管理者の議決	9月議会
(9) 指定管理者の引継期間	10月～令和7年3月
(10) 指定管理開始日	令和7年4月1日(火)

募集要項や参加申込書等の公募に関する資料・様式等は、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

〔阪南市ウェブサイト〕 <http://www.city.hannan.lg.jp/>

8 応募説明会の開催

- (1) 開催日時 令和6年5月15日(水)午後2時～
- (2) 開催場所 阪南市役所本庁別棟2階第4会議室
- (3) 説明内容 申請方法、申請書類、指定管理者業務等の説明、施設見学の説明
- (4) 参加人数 1団体につき2名以内
- (5) 参加申込 「説明会・現地施設案内参加申込書（様式A）」を令和6年5月13日(月)午後5時までにEメールで送信のこと。Eメールの件名は、「【貴法人等またはグループ名】留守家庭児童会指定管理者 応募説明会」としてください。（送信後は送信した旨の電話連絡をお願いします）
- (6) 送信先 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
メールアドレス：s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp
電話（直通）：072-489-4542

9 質疑及び回答

業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質疑書(様式B)を提出してください。
回答は、下記の回答日から阪南市ウェブサイトへ順次掲載しますが、質問のあった事業者名は公表しないものとします。なお質疑書は、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

〔阪南市ウェブサイト〕 <http://www.city.hannan.lg.jp/>

- (1) 受付期間 令和6年5月16日(木)～令和6年5月22日(水)午後5時
- (2) 提出方法 質疑書(様式B)により下記にEメールで提出してください。Eメールの件名は、「【貴法人等またはグループ名】留守家庭児童会指定管理関係」としてください。（送信後は送信した旨の電話連絡をお願いします）
- (3) 提出先 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
メールアドレス：s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp
電話（直通）：072-489-4542
- (4) 回答日 令和6年5月27日(月)

10 応募の手続

指定管理者指定申請書（様式C）に所要事項を記入のうえ、必要書類を添えて受付期間中に持参してください。郵送、FAX、Eメール等による受付は行いません。

なお、提出後において、提出された書類の内容を変更することは出来ません。

提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とします。また、本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

（1）提出書類

A 提出書類様式Ⅰ（様式A～様式J）

B 添付書類（任意様式）

①法人の場合

ア 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

イ 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類

ウ 過去3年度分の法人税納税証明書及び消費税納税証明書

エ 過去3年度分の貸借対照表

オ 過去3年度分の損益計算書

カ 過去3年度分の人員表

各決算日の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイトは8時間で1人と換算のこと）

キ 役員名簿及び法人の組織表（令和6年4月1日現在）

ク 事業活動の状況がわかるパンフレット類等

ケ 防火対象物防火管理者の資格の写し（1名ただし甲種）

②その他の団体の場合

ア 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類

イ 令和6年4月1日の属する事業年度の収支予算書及び過去2年度分の収支決算書（合計3年度分）

ウ 役員名簿（令和6年4月1日現在）

エ 役員の過去3年度分の市税等納税証明書

オ 役員の身元証明書及び経歴証明書

カ 事業活動の状況がわかるパンフレット類等

キ 防火対象物防火管理者の資格の写し（1名ただし甲種）

③グループでの応募の場合

ア グループ構成員届出書（様式D）

イ 委任状（様式H）

ウ 協定書の写し

※なお、グループでの応募の場合、代表団体及び構成員すべての事業者について、上記①の書類もしくは上記②の書類を提出してください。

C 提出書類様式Ⅱ（様式1～様式6）

（2）提出部数

提出部数は、13部（正本1部、副本12部）

※別途、提出書類を記録したCD-Rを1部提出してください。

①提出書類のうち、副本12部については、名称、マークその他、申請者が特定できる情報は必ず黒塗りしてください。

- ②提出書類は、パンフレット類等を除き、A4サイズ縦長左綴じフラットファイル等により製本してください。また、ラベル等により、様式番号等を明示してください。
- ③市民税等が非課税の場合は、非課税を証明する書面を提出してください。
- (3) 応募受付期間及び提出方法
 - ①受付期間 令和6年6月3日(月)～6月13日(木)
ただし、閉庁日を除きます。
 - ②受付時間 午前10時～午後5時
 - ③受付場所 大阪府阪南市尾崎町35-1
阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
(阪南市役所2階28番窓口)
 - ④提出方法 直接持参してください。
- (4) 申請にあたっての留意事項
 - ①費用の負担
応募の際に要する費用は、申請者の負担とします。
 - ②提供した資料の取扱い
教育委員会が提供した書類等は、応募目的以外に利用することを禁じます。
 - ③提出書類の取扱い
申請者からの提出書類は返却しません。なお、提出書類については、阪南市情報公開条例の対象となりますので了承のうえ提出してください。
 - ④提出書類の著作権の帰属
指定管理者の指定後、指定管理者からの提出書類は、教育委員会が無償で利用できるものとします。
 - ⑤1法人等または1グループにつき、1提案とします。複数の提案はできません。

1.1 経費に関する事項

阪南市が支払う指定管理料の金額及び支払時期、方法については、年度ごとに締結する協定書で定めます。過去3年間の経費の実績額は応募説明会で提示しますので参考にしてください。

- ①指定管理料は、年額を分割して市から毎月支払います。
- ②年間の指定管理料の上限額は、※調整中 とします。
※指定管理料には、①人件費、②管理運営費（消耗品費、光熱水費、保守管理費、修繕費等施設の保守管理、安全点検、衛生管理、修繕に必要な経費）等を含みます。
- ③支援員等の加配等により人件費の増減があった場合は精算します。
- ④修繕費は、年間2,000千円を指定管理料の中に含みます。
※年間の執行額が2,000千円に満たなかった場合は精算します。
- ⑤上記の金額は全て消費税（10%）込みの金額とします。

1.2 選定の方法及び基準

(1) 選定の方法

学識経験者等で構成する阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置し、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査

し、指定管理者候補者の選定を行います。

(2) 選定の基準

指定管理者の選定は、選定基準に基づき、児童の自主性と社会性のより一層の向上が図られ、各留守家庭児童会の管理運営を安定的かつ効率的に行うために必要な能力と実績を有するか否かを次の評価項目に基づき評価し、総合的に判断します。

【指定管理者評価項目別配点】

選定基準	評価項目	配点
①市民の平等な利用が確保されること	公の施設の公共性・公平性に対する考え方	5点
	施設間のサービス内容の平準化に対する考え方	5点
	個人情報の保護に対する対応方針と社会的弱者への配慮、緊急時の対応	5点
	小計	15点
②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること	団体の組織の状況	5点
	団体の事業実績（過去の事業実績を含む）	5点
	施設の管理運営に必要な資産（財政力）	5点
	職員の人員配置（勤務体制・配置体制・人数）	20点
	人材確保の方策及びその確実性	20点
	人員不足が生じた場合のバックアップ体制	10点
	研修計画・指導体制・支援体制	15点
	小計	80点
③管理経費の縮減が図られること	指定管理料見積金額による評価 ・ 30点×申請者の中の最低提案額÷当該事業者の提案額 ＝得点（1点未満切り捨て）	30点
	運営収支計画・経費縮減の考え方及び具体の方策	10点
	小計	40点
④施設の効用を最大限発揮し、児童の自主性・社会性等の一層の向上が図られること	留守家庭児童会の運営に対する基本的な考え方	15点
	生活習慣や社会性を習得するための具体的な実施策	20点
	児童の発達段階に応じた育成支援に対する考え方及び支援内容	20点
	特別な配慮を必要とする児童（障がい・虐待・いじめ・アレルギ－・日本語能力など）への配慮に対する考え方	25点
	小計	80点
⑤効率的・効果的な事業運営が図られること	I C T活用やデジタル化による児童・保護者の利便性向上	10点
	I C T活用やデジタル化による支援員等の業務効率化	10点
	小計	20点
⑥衛生管理及び安全対策が講じられていること	・ 感染症予防・事故やケガの防止の対応・防犯対策 ・ 防災対策・安全計画の策定・業務継続計画の策定	30点
	小計	30点
⑦関係機関等と連携すること。	保護者との連携	10点
	学校との連携	10点
	地域との連携	5点
	小計	25点
⑧その他特に加点すべき提案等	・ 特に加点して評価すべき提案	10点
	小計	10点
	合計	300点

(3) 提案説明会

提出された提案書に基づき、提案説明会を行います。なお、提案説明会は非公開とし、審査結果等についての異議申立ては一切受け付けません。

①実施日時

令和6年6月●日(●) (予定)

※詳細な実施日時については、申請者に個別に通知します。なお、提案説明会の実施順は、提案書の提出順とします。

②実施場所

阪南市役所内 (予定)

※実施場所は、変更する場合があります。変更する場合は、申請者に個別に通知します。

③所要時間

提案説明 20分以内 (準備時間を含まない)

質疑・応答 20分程度

※詳細な時間割については、後日連絡。

④説明内容

提案書の説明とします。

⑤出席者

4人以内とします。

⑥その他

ア 提案説明会で使用する資料は、提出された提案書のみとする。

イ パソコン使用の場合は申請者が持参すること。(プロジェクター、スクリーンは本市で用意しますが、持参も可とします)

(4) 提案説明会の参加資格の確認

提出書類により応募資格の有無について確認します。応募資格を有しないことが明らかな場合は、提案説明会実施日までに提案説明会に参加できないことを当該申請者に通知します。

(5) 候補者の選定

①提出書類と提案説明会の結果を基に、評価項目に基づき選定委員会において総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

②選定委員の配点合計のうち、最高点と最低点を除いた評価点の合計を当該申請者の総合点とします。

③総合点が最も高い順に指定管理者の候補者を選定します。なお、同点の場合は、選定委員会の委員長が候補者順位を決定します。

④総合点が満点の60%に満たない場合、指定管理者の候補者に選定しません。

(6) 候補者の決定および通知

選定委員会は、選定結果を教育委員会に報告し、その後、教育委員会から報告を受けた阪南市長が、選定結果報告に基づき指定管理者候補者を決定して当該申請者に文書で通知します。

(7) 選定結果の公表

選定結果は、提案説明会に参加した全ての申請者に文書で通知します。
なお、審査（選定）結果等についての異議申立ては、一切受け付けません。
また、令和6年7月以降、本市ウェブサイトで、下記の情報を公表します。

- ①提案説明会に参加した全ての申請者の名称
- ②選定委員会の会議資料（申請者の提出書類は公表しません）
- ③選定委員会の会議録（提案説明会の発言は会議録に記載しません）
- ④指定管理者候補者第1位及び第2位となった申請者については下記のとおり得点を公表します。
 - ア 総合点
 - イ 選定基準ごとの得点（総合得点の内訳）

(8) 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において第2位となった者から順に候補者を決定することとします。

1.3 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者候補者と仮協定書の締結

阪南市長と指定管理者候補者は、指定管理者に指定されるまでの間は仮協定書を締結します。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、議会（9月議会を予定）の議決後、議決のあった候補者を指定管理者に指定します。

(3) 指定管理者との協議

指定管理者の指定後、教育委員会と指定管理者とが協定の具体的な内容について協議を行います。

(4) 協定の締結

施設の管理及び事業執行について、阪南市と指定管理者との間で協定を締結します。協定は、指定期間を期間とする基本協定と年度ごとに締結する年度協定の二本立て協定とします。

(5) 協定事項

- ①指定管理者に行わせる管理業務の範囲
- ②指定管理者が行う管理の基準
- ③指定期間に関する事項
- ④事業計画に関する事項
- ⑤事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑥市が支払うべき費用に関する事項
- ⑦指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ⑧業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑧その他、教育委員会が必要と認める事項

1 4 問 合 せ

〒 5 9 9 - 0 2 9 2	阪南市尾崎町 3 5 - 1
阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室	
担 当	秋山
電 話 (直通)	0 7 2 - 4 8 9 - 4 5 4 2
Eメール	s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp

阪南市留守家庭児童会指定管理者業務仕様書 (案第1版 20240219)

下荘留守家庭児童会
舞留守家庭児童会
朝日留守家庭児童会
西鳥取留守家庭児童会
東鳥取留守家庭児童会
桃の木台留守家庭児童会
新上荘留守家庭児童会
尾崎留守家庭児童会



HANNAN
SDGs未来都市



令和6年5月
阪南市教育委員会

目 次

1	趣旨	1
2	指定期間	1
3	施設の概要	1
4	開所日及び開所時間等	1
5	対象となる児童及び定員	2
6	職員の配置基準・職務内容、研修の実施等について	2
	(1) 放課後児童支援員の資格要件	2
	(2) 職員の配置基準	3
	(3) 職員の職務内容	3
	(4) 職員研修の実施	4
7	利用料金	5
	(1) 保育料	5
	(2) 保育料の減額又は免除	5
	(3) その他費用	6
8	管理運営方針	6
	(1) 基本方針	6
	(2) 事業実施・維持管理・運営方針	6
9	管理の基準	6
	(1) 法令等の遵守	6
	(2) 善管注意義務	6
	(3) 施設の適正な維持管理	7
	(4) 物品の管理	7
	(5) 施設等の修繕	7
	(6) 管理業務の実施に伴い取得した情報の取扱い	7
	(7) 個人情報の適正な取扱い	7
	(8) 文書等の管理・保存	7
	(9) 情報公開	7
	(10) 委託の禁止	7
	(11) 指定管理者の表示	7
	(12) 事務所の設置	8
	(13) 環境への配慮	8
10	業務内容	8
	(1) 基本的事項	8
	(2) 児童の健全な育成に関する業務	8
	(3) 留守家庭児童会の入会申請及び許可等	8
	(4) 留守家庭児童会の利用料金の徴収等	9
	(5) 特別な配慮が必要な児童の受け入れ	9
	(6) いじめの防止や早期発見	9
	(7) 衛生管理	10
	(8) 誤食への対応	10

(9) 来所及び帰宅時の安全確保	10
(1 0) 非常災害・防犯に備えた対策	10
(1 1) 事故の防止・再発防止	11
(1 2) 児童虐待防止	11
(1 3) 安全計画の策定	11
(1 4) 業務継続計画の策定	11
(1 5) 自動車を運行する場合の所在の確認	11
(1 6) 保護者との連携、円滑な情報共有	11
(1 7) 指定管理者のウェブサイトの開設	12
(1 8) 施設の管理に関する業務	12
(1 9) 損害賠償保険の加入	12
(2 0) 学校、地域等との連携	12
(2 1) 市との連携等	12
(2 2) 要望、苦情への対応	12
(2 3) モニタリングの実施	13
1 1 備品等について	13
1 2 立ち入り検査について	13
1 3 業務の引継ぎ等	13
1 4 指定管理者の履行責任等	13
(1) 経費等	13
(2) 指定の取消し、業務規定	13
(3) 原状回復	14
(4) 施設の修繕及び改修	14
(5) 物品の管理等	14
(6) 損害賠償	14
(7) 事故等により第三者に生じた損害の賠償	14
(8) 秘密保持	14
(9) 業務実施時の留意事項	14
(1 0) その他	14
1 5 自主事業の提案	15
1 6 協議	15
(別紙) リスク分担表	16
(参考資料) 令和5年度利用者数	17

1 趣旨

この仕様書は、阪南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「設備及び運営基準条例」という。）、阪南市留守家庭児童会条例及び阪南市留守家庭児童会条例施行規則に定めるものの他、阪南市留守家庭児童会の指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

※この期間は、指定管理者候補者の決定後、市議会の議決により確定する。

3 施設の概要

開設箇所数：8小学校区内、支援の単位：16

児童会名	所在地	定員	支援単位	施設種別	延床面積(㎡)
下荘留守家庭児童会	箱作 2320	60 人	2	専用施設	144.5
舞留守家庭児童会	舞 4-6-31	40 人	1	校舎内	64
朝日留守家庭児童会	自然田 272-1	60 人	2	校舎内	112
西鳥取留守家庭児童会	鳥取 72	80 人	2	校舎内	128
東鳥取留守家庭児童会	石田 600-1	120 人	3	専用施設	353.1
桃の木台留守家庭児童会	桃の木台 5-423-33	100 人	3	専用施設	273.6
新上荘留守家庭児童会	下出 548-1	80 人	2	専用施設	190.7
尾崎留守家庭児童会	尾崎町 5-33-8	60 人	1	専用施設	102.1

4 開所日及び開所時間等

開所日・開所時間及び休会日は下記のとおりとする。ただし、市との協議により、これを臨時に変更し又は臨時に休会することができる。

【開所日・開所時間】

①	小学校の通常授業日、始業式・終業式、短縮授業日等	小学校の授業等の終了時から午後5時まで
②	土曜日、小学校の長期休業日（春季・夏季・冬季休業日）	午前9時から午後5時まで ※小学校行事に伴う開所日・開所時間は、小学校との調整により決定すること。
③	小学校行事日（運動会・授業参観日等）による振替休業日	
④	長時間保育（延長保育）	保護者の希望により午後7時まで延長すること。
	長時間保育（早朝保育）	②・③においては、保護者の希望により、午前8時から開所すること。

【休会日】

- ①日曜日
- ②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ③年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)

5 対象となる児童及び定員

- ①対象となる児童は、小学校に就学し、保護者が労働等のため昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童であって、入会を決定した者とする。
- ②定員は、1支援の単位につき40人をめやすとする。

6 職員の配置基準・職務内容、研修の実施等について

(1) 放課後児童支援員の資格要件

放課後児童支援員は、設備及び運営基準条例第10条第3項に定める下記のいずれかの資格要件に該当する者であって、都道府県知事又は中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

【資格要件】

第1号	保育士の資格を有する者
第2号	社会福祉士の資格を有する者
第3号	学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
第4号	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
第5号	学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
第6号	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
第7号	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第8号	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
第9号	高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
第10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(2) 職員の配置基準

指定管理者は、次のとおり職員を配置すること。

職員	雇用形態	配置場所	人数	資格要件
①統括責任者	正規 ・常勤職員	事務所	1名以上	指定なし
②副統括責任者	指定なし			指定なし
③主任支援員	正規 ・常勤職員	各児童会	1名以上	放課後児童支援員
④支援員	指定なし	各支援の単位	2名以上	放課後児童支援員
⑤巡回指導 専門職員	指定なし	各児童会	適宜配置	看護師、カウンセラー等

※各支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を配置すること。

ただし、1人は補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）に代えることができる。

※「③主任支援員」は、「④支援員」を兼ねることができる。

※児童との安定的、継続的な関わりが重要であるため、職員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすること。

※放課後児童支援員等の勤務時間については、児童の受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定すること。

※常勤職員の定義は、国の放課後児童対策パッケージを参照するものとし、指定なしの場合も、可能な限り正規・常勤職員を配置すること。ただし「①又は②」は、市や小学校との連絡調整のため、平日の午前9時から午後5時までの間に事務所に常勤することを必須とする。

※①～⑤の職員の他、配慮が必要な児童に対する加配対応や、支援員等が育成支援に専念できるように周辺業務を行う事務員を適宜、配置すること。

(3) 職員の職務内容

職員の区分	職務内容
①統括 責任者	・全留守家庭児童会の管理運営、責任者として総括する。 ・全留守家庭児童会の運営状況を把握し指導する。 ・支援員等の育成、指導を行う。 ・コスト意識を持ち、責任者として各留守家庭児童会の適切な運

	営を行う。 ・保護者からの相談・苦情等に対して最終責任者として対応する。 ・市、学校、関係機関との連絡、調整をする。
②副統括 責任者	・総括責任者を補佐する。
③主任 支援員	・児童の健全な育成と遊び及び生活の支援を行うとともに、支援員・補助員等を取りまとめ、留守家庭児童会の運営責任者を担う。 ・留守家庭児童会の運営と施設の維持管理をする。 ・育成支援の目標や計画の策定、児童の状況を把握する。 ・留守家庭児童会の行事計画する。 ・保護者との連携、必要な情報交換、信頼関係の構築する。 ・学校、地域、関係機関との連絡、調整をする。
④支援員	・設備及び運営基準条例第10条に規定する放課後児童支援員で、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して児童にとって適切な育成環境が得られるよう支援する。
⑤補助員	・放課後児童支援員が行う支援を補助する。
⑥加配対応	・配慮が必要な児童に対して、児童の特性を踏まえ、遊びや生活の育成支援を行う。
⑦事務員	・放課後児童支援員等が育成支援に専念できるよう周辺業務を行う。
⑧巡回指導 専門職員	・カウンセラーや看護師等専門職員で、障がいのある児童や医療的ケアが必要な児童の受入れに対応するため、留守家庭児童会に巡回指導を行う。

(4) 職員研修の実施

児童の健全な育成を図るため、必要な知識、技能の習得及び資質の向上のための研修の機会を確保するものとし、次に掲げる研修を実施すること。

また年度開始時に、研修実施計画を策定し、年度終了時に研修実施報告書を作成のうえ、それぞれを市に提出すること。

- ①放課後児童健全育成事業の趣旨・目的、業務内容及び服務規定
- ②児童の成長段階に合わせた関わり方、遊びを通じた発達
- ③障がいのある児童の支援、育成支援
- ④救急処置（応急手当、普通救命講習、上級救命講習、AED講習）、災害対策（発生時の対応と事前の準備、避難誘導の行動）、アレルギー対応・エビペンの使用方法、窒息事故等、安全な保育を実施するうえで必要な内容等
- ⑤衛生管理（熱中症対策、感染症、食中毒のまん延防止等）
- ⑥人権の尊重及び個人情報保護、個人の権利擁護に必要な内容等
- ⑦留守家庭児童会の社会的責任と職場倫理、また、児童への基本的な接し方や保護者への接遇

- ⑧留守家庭児童会における性被害防止
- ⑨その他必要な事項
- (5) 労働環境の整備、衛生管理等
 - ①労働環境の整備

指定管理者は、職員の労働実態や意向を把握し、職員が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努めること。
 - ②衛生管理

指定管理者は、職員の健康管理や留守家庭児童会の衛生管理の観点から、職員の健康診断等を実施すること。
 - ③労災保険等への加入

職員が業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入すること。また雇用条件により、厚生保険や雇用保険に加入すること。

7 利用料金

(1) 保育料

指定管理者は、市長の承認を得て、阪南市留守家庭児童会条例第8条第2項及び第3項に規定する額の範囲で保育料を定めるものとする。

【阪南市留守家庭児童会条例第8条第2項及び第3項】

区 分	保育料
月曜から金曜まで	月額6,200円
月曜から土曜まで	月額7,200円
長時間保育	1時間あたり月額1,600円 一時利用の場合は、1時間あたり160円とする。

※同一世帯で2人以上の児童が入会する場合は、最も保育料の額が高い児童にあつてはその額とし、その他の児童にあつては保育料の額の2分の1の額とする。

※保育料改定を行う場合は、事前に指定管理者と阪南市で協議を行い、収入見込額の変更により指定管理料の協議を行うものとする。

(2) 保育料の減額又は免除

指定管理者は、阪南市留守家庭児童会条例第8条第4項及び阪南市留守家庭児童会条例施行規則第7条に基づき、保育料の減額又は免除を行うこと。

【阪南市留守家庭児童会条例施行規則第7条】

第1号	生活保護法の規定による被保護世帯	保育料の全額
第2号	前年度分の市民税が非課税の世帯に属する児童の保護者	保育料の全額
第3号	前年度分の市民税が均等割のみの課税世帯に属する児童の保護者	保育料の半額
第4号	月の初日から末日までの間に1日も出席しなかった児童の保護者	保育料の全額
第5号	災害その他やむを得ない事由により保育料を納付	保育料の半額

	することが困難であると認められる世帯に属する 児童の保護者	
--	----------------------------------	--

(3) その他費用

間食代、教材費、傷害保険料、その他児童の日常生活、安全確保、行事開催等に関する必要な費用の実費に相当する額

8 管理運営方針

(1) 基本方針

国が示す「放課後児童クラブ運営指針」に規定する事項を踏まえ、留守家庭児童会の設置目的を十分理解したうえで、良質な育成支援と機能の向上に努めるとともに、児童及び保護者に対する公平かつ柔軟なサービス提供や効果的・効率的な運営管理を行うものとする。

(2) 事業実施・維持管理・運営方針

保護者、地域、学校や行政等との連携や協力体制が不可欠であり、日常的に良好な関係を保ち、協働意識をもって管理運営にあたるものとする。

- ①留守家庭児童会の設置目的の達成のため必要な事業を行うこと。
- ②児童の安全及び衛生管理、健康管理に十分に留意すること。
- ③平等な利用を確保し、公平な運営を行うこと。
- ④特別な配慮が必要な児童やその家族に対し、適切な支援を行うこと。
- ⑤利用者のサービス向上に努めること。
- ⑥個人情報の保護を徹底すること。
- ⑦施設・設備の適切な維持管理を行うこと。
- ⑧効果的・効率的な運営を行うこと。
- ⑨管理運営経費の縮減に努めること。
- ⑩行政、関係団体との連絡調整を十分に図ること。

9 管理の基準

(1) 法令等の遵守

留守家庭児童会の運営にあたっては、地方自治法等の関係法令、関係例規等を遵守すること。以下に主な法令等を掲げる。指定期間中に法令等の改正があった場合は、改正された内容を遵守すること。

- ①地方自治法同施行令及び同施行規則
- ②児童福祉法及び同施行令
- ③こども基本法、子ども・子育て支援法
- ④労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法
- ⑤個人情報の保護に関する法律
- ⑥放課後児童クラブ運営指針及び放課後児童クラブ運営指針解説書
- ⑦阪南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑧阪南市留守家庭児童会条例及び同施行規則
- ⑨その他関係法令等

(2) 善管注意義務

指定管理者は善良なる管理者の注意を持って、施設を常に良好な状態に管理

しなければならない。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応すること。

(3) 施設の適正な維持管理

管理業務を行うに当たっては、児童が快適に過ごすことができるよう配慮し、施設を清潔に保つとともに、各施設近隣住民に対する配慮を怠ることなく適正な維持管理を行うこと。

(4) 物品の管理

指定管理者は、市の所有する物品は注意を持って管理に努めること。

また、物品のうち備品は、備品台帳を備え、取得及び廃棄等は随時、市に報告すること。経年劣化等により、既存の備品等が使用に供することができなくなった場合、市と協議の上、指定管理料に含まれている備品購入費をもって購入すること。指定管理料にて購入した備品は、市に帰属する。

(5) 施設等の修繕

指定管理者は、施設等の軽微な修繕が発生した場合、指定管理料に含まれている修繕料をもって修繕を行うこと。「14 指定管理者の履行責任(4) 施設の修繕及び改修」に記載のとおりとする。

(6) 管理業務の実施に伴い取得した情報の取扱い

指定管理者及び職員（職員であった者を含む）は、業務を行うことにより知り得た情報を他に漏らし、不当な目的のために利用してはならない。

また指定管理者の指定の期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または指定管理者が利用する者が管理業務に従事しなくなった後においても同様とする。

(7) 個人情報の適正な取扱い

指定管理者及び職員（職員であった者を含む）は、個人情報の保護に関する法律の規定を遵守し、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、管理業務に従事する者は、その業務に従事しなくなった後も含め、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、または業務以外に利用したりするなど盗用してはならない。

(8) 文書等の管理・保存

管理業務を行うに当たり、作成し、または取得した文書、図面、写真及び電磁的記録（以下「管理文書」という）は、阪南市文書管理規定等を参考に、適正に管理・保存する。なお、管理文書については、指定期間終了時に教育委員会の指示に従って引渡しを行う。

(9) 情報公開

指定管理者が保有している管理文書は、法令等を遵守したうえで可能な限り公開する。

(10) 委託の禁止

指定管理者は、本業務を第三者に委託し、請け負わせることはできない。ただし、指定管理業務の一部について、あらかじめ市の承認を得た場合はこの限りではない。

(11) 指定管理者の表示

留守家庭児童会が指定管理者により管理運営されていることを示すため、施設

等に指定管理者名を表示する。

(表示例) 阪南市留守家庭児童会は、指定管理者である〇〇〇〇〇が管理・運営を行っています。

連絡先：指定管理者〇〇〇〇〇 電話番号〇〇〇〇〇〇

(1 2) 事務所の設置

指定管理者は、東鳥取留守家庭児童会施設内に事務所を設置し、市内の全留守家庭児童会の運営管理を行うこと。

(1 3) 環境への配慮

省エネルギー、ごみの削減、温室効果ガス排出削減等、環境に配慮した管理運営に努めること。

1 0 業務内容

(1) 基本的事項

①児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関する業務について、関係法令及び「放課後児童クラブ運営指針」等に従い、適正な管理運営を行うこと。

②児童福祉法第34条の8及び阪南市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の規定に基づき、必要な手続きを行うこと。

③適正な人事管理を行うこと。

雇用契約の締結、留守家庭児童会への配置及び異動を適切に行い、留守家庭児童会別職員名簿を作成するなど適正に人事管理をすること。また、職員の継続雇用に努めること。

(2) 児童の健全な育成に関する業務

①児童が自ら進んで留守家庭児童会に通い続けられるように援助すること。

②児童の出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助すること。

③児童自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにすること。

④留守家庭児童会での生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにすること。

⑤児童が発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにすること。

⑥児童が自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、留守家庭児童会の生活に主体的に関わることができるようにすること。

⑦児童にとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされる間食を適切に提供すること。

⑧児童が安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応をとること。

⑨留守家庭児童会での児童の様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援をすること。

(3) 留守家庭児童会の入会申請及び許可等

①入会募集チラシ、入会申請案内の作成及び配付

ア 入会募集チラシを作成し、市内の保育所(園)、認定こども園、幼稚園や小学校等、就学予定の児童や就学児童を対象に事前に配付すること。

イ 入会申請案内を作成し、留守家庭児童会入会児童への配付並びに各施設

等に設置すること。

- ②「阪南市留守家庭児童会入会申請書（様式第1号）」に基づき入会申込の受付を行い、受付簿等による管理を行うこと。
 - ③入会申請は、入会基準に基づいて適正な可否の決定を行い、「阪南市留守家庭児童会入会許可・不許可決定通知書（様式第2号）」により保護者に通知を行うこと。
 - ④入会申し込み者のうち、特別な配慮が必要な児童等について、市と情報共有を行い、必要に応じ配置人員について加配等の措置を行うこと。
 - ⑤入会決定者に対して、入会説明会を実施すること。
 - ⑥入会に際し、損害保険の加入についての説明を行い、加入手続き（保険料の徴収を含む）及び加入後の事故等発生時は所要の対応を行うこと。
 - ⑦利用状況、途中入退所などの利用状況について、その状況が明確に確認できるよう台帳等で管理すること。
 - ⑧入会申請書の記載に変更があった場合は、「阪南市留守家庭児童会記載事項変更届出書（様式第8号）」を提出させるなど、適切に登録内容を管理すること。
 - ⑨入会者数など、利用児童数、開所状況、放課後児童支援員等の配置等に関する基本的事項について、翌月15日までに、市に報告すること。
- （4）留守家庭児童会の利用料金の徴収等
- ①利用料金の徴収・入金管理を行うこと。
 - ②その他費用（間食代、教材費、傷害保険料等の必要な費用の実費）は保護者へ説明のうえ、徴収・入出金管理を行うこと。
 - ③利用料金の収支報告書を作成し、保育料の収支は市に報告すること。その他費用は保護者の求めに応じて、公開すること。
 - ④「留守家庭児童会保育料減額・免除申請書（様式第4号）」の申請があった場合は、保育料の減免・免除の可否を決定し「留守家庭児童会保育料減額免除決定・却下通知書（様式第5号）」により、保護者に通知すること。
 - ⑤滞納者へ催促及び徴収。
- （5）特別な配慮が必要な児童の受け入れ
- ①障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童の受け入れにあたっては、児童や保護者と面談の機会を持つなどして、児童の健康状態、発達の状況、家族の状況、保護者の意向、必要な支援等を把握し、留守家庭児童会を利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受け入れるものとする。
 - ②医療的ケアが必要な児童については、適切な医療的ケアその他の支援が受けられるようにするため、市と協議のうえ、看護師等の配置その他の必要な措置を行うこと。
 - ③日本語能力が十分ではない児童に対しては、通訳アプリを積極的に活用するなど円滑にコミュニケーションが図れるよう、配慮すること。
- （6）いじめの防止や早期発見
- 児童の間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、職員が協力して適切に対応すること。

(7) 衛生管理

- ①手洗いやうがいを行なうなど、日常の衛生管理に努めること。また、必要な医薬品等を備えるとともにそれらの管理を適正に行い、適切に使用すること。
- ②施設設備や間食等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。
- ③感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。
- ④感染症や食中毒が発生した場合は、必要に応じて市や保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。

(8) 誤食への対応

食物アレルギーを有する児童については、当該保護者と綿密な打合せを行い、事故がないよう実施すること。

- ①アレルギーを有する児童に対しては、個人のアレルゲン一覧表作成等、チェック体制の整備等、誤食防止の措置を講じること。
- ②アドレナリン（エピネフリン）自己注射薬（通常「エピペン」）を所持する児童については、常にその自己注射薬の保管場所や用法を把握し、万一来に備えること。
- ③児童が誤食したと認められるときは、直ちに救急車を要請するとともに、状況に応じて児童の所持する自己注射薬を適切に使用すること。

(9) 来所及び帰宅時の安全確保

- ①児童の来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保すること。
- ②保護者と協力して、関係機関等と連携し、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行うこと。

(10) 非常災害・防犯に備えた対策

児童の安全を守るために、防災・防犯の観点から日常的な危険回避（防止）と、危険との遭遇や事故・怪我の対応（危機対応）の2つの面から、「判断基準、連絡体制及び現場での対応手順等」について整備するなど、これらに対する不断の注意と訓練に努めること。

①非常災害に備えた計画、訓練等

- ア 市・小学校・消防・警察等との相互の連絡体制を構築すること。
- イ 施設の防火管理者に相当する者を選任し、消防計画を策定すること。
- ウ 地震に備えて、学校と連携のうえ、児童の安全確保、保護者への引き渡し等の避難訓練を定期的実施すること。
- エ 不審者等の侵入に対応する避難訓練を定期的実施すること。
- オ 事故等が発生した場合を想定し、日頃から全職員の役割・行動を確認し、有事の際には迅速かつ確実な対応がとれるように努めること。またAEDの取り扱いを含む緊急救護訓練を定期的受講すること。
- カ 定期的に施設・設備の安全確認を行い児童及び職員に事故がないように努めること。
- キ 施設開所時間及び開所時には、異常がないか十分確認すること。
- ク 市やその他関係機関から不審者情報、注意喚起等の連絡があった場合は、速やかに対応し、適切な処置を講じること。

②緊急時の対応

ア 児童の安全を最優先に、速やかに安全確保のための最善の方法をとること。

イ 消防・警察への通報や、医療機関への搬送等、直ちに適切な措置を講じるとともに、その内容を速やかに市、保護者、学校に連絡をすること。

(1 1) 事故の防止・再発防止

①ヒヤリハットの事例集や安全マニュアルを作成し、日頃から事故防止に努めること。

②事故等が発生した場合は、原因究明を行い、今後の対応策を市へ報告すること。また、必要に応じて、保護者及び学校に対して説明を行うこと。

③重大事故が発生した際は、市が設置する検証委員会に指定の内容を速やかに報告すること。

(1 2) 児童虐待防止

児童虐待防止等の未然防止を図るため、要保護児童の発見に努めるとともに、発見した際や異常に気付いたときには速やかに阪南市こども未来部こども支援課又は岸和田子ども家庭センターに通報・通告すること。

(1 3) 安全計画の策定

①利用者の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講じること。

②安全計画について職員に対して周知するとともに、研修及び訓練を定期的の実施すること。

③利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図れるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

④定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

(1 4) 業務継続計画の策定

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。

②業務継続計画について職員に対し、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めること。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。

(1 5) 自動車を運行する場合の所在の確認

留守家庭児童会外での活動、その他児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に点呼、その他、児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。

(1 6) 保護者との連携、円滑な情報共有

- ①連絡アプリ又は連絡帳を活用して、保護者とは連絡調整を密に行うこと。
 なお、必要に応じて口頭又は電話等により詳細な説明を行い、保護者への理解を図ること。
- ②留守家庭児童会における行事や連絡事項は「ホームだより」を作成し、保護者に周知すること。
- ③緊急時の早急な連絡のため、緊急連絡アプリ等による保護者への一斉連絡ツールを構築すること。
- ④保護者からの連絡を円滑に受信するため、ＩＣＴを活用した受信方法を積極的に検討すること。
- (17) 指定管理者のウェブサイトの開設
 入会を検討している世帯等への情報発信のため、指定管理者によるウェブサイトを開設のうえ、情報発信すること。
- (18) 施設の管理に関する業務
 留守家庭児童会は、児童が長時間生活する場所であることに十分な配慮をもって安全管理・衛生管理を徹底し、施設管理に必要な保守作業等を行うこと。
 - ①保守管理業務
 - ア 建物、設備、消防設備、空調設備、衛生設備等は、日常点検、定期点検、関係法令に基づく点検を行い、性能を維持すること。
 - イ 消防設備は、消防法に基づき保守点検（総合点検・機器点検）を実施すること。
 - ウ 児童が利用する遊具等は児童が怪我をしないように適切に管理すること。
 - ②施設維持管理業務
 衛生環境を保つため、清掃や害虫駆除等を行うこと。
- (19) 損害賠償保険の加入
 指定管理者は、留守家庭児童会を運営するのにあたり、損害保険及び賠償保険に加入すること。
- (20) 学校、地域等との連携
 - ①小学校から留守家庭児童会へと連続性を持たせるため、小学校と連携し、保育の充実に努めること。
 - ②小学校との情報交換にあたっては、個人情報や秘密の保持に十分留意すること。
 - ③児童の下校時間の確認、年間行事、学校施設等を活用した遊び場の確保、学校施設の利用にあたっての留意事項の遵守、学校と連携を図ること。
 - ④地域との交流・連携に努めること。
 - ⑤「放課後子ども教室推進事業」の連携に努めること。
- (21) 市との連携等
 - ①運営に関する事項は、市へ報告するとともに、定期的に情報共有の会議を開催し、また必要に応じて臨時会議を開催するなど、市との連携を図ること。
 - ②実施状況調査、次年度の見込み調査等、行政が行う調査に協力すること。
- (22) 要望、苦情への対応
 児童や保護者からの要望や苦情に対しては、迅速にかつ適切に、誠意をもって対応すること。

(23) モニタリングの実施

指定管理者は、阪南市教育委員会が策定した「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」に基づき、指定管理業務のモニタリングを実施する。

※【資料●】「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」参照

なお、教育委員会は、上記モニタリングマニュアルに基づき、指定管理業務のモニタリング結果については、市ウェブサイト等で公表する。

1.1 備品等について

指定管理者に貸し付ける備品等については、教育委員会の所有とし、その利用及び保管は十分注意すること。

- (1) 教育委員会が所有し、留守家庭児童会に設置している備品、消耗品並びに指定管理者が指定管理料から購入した備品、消耗品の所有権は、教育委員会に帰属するものとする。指定管理者はこれらを市の関係例規等に基づいて適正に管理・使用し、通常の消耗、朽廃により消滅したものを除き、指定期間の終期に、始期の状態のまま教育委員会に返還することとする。
- (2) 指定管理者自らが備品を購入し、設置しようとする場合は、事前に教育委員会と協議を行うものとする。
- (3) 指定管理者は、備品を管理するための台帳を備えて、その保管にかかる備品を整理する。備品を廃棄処分する場合は、事前に教育委員会と協議する。
- (4) 複写機は、指定管理者が調達するものとし、事務所内にFAX機能付きコピー機を1台以上設置するものとする。これらの維持管理費及び消耗品の経費は指定管理者が負担する。

1.2 立ち入り検査について

市は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿並びに管理運営の実施について検査を行う。

1.3 業務の引継ぎ等

- (1) 指定管理者は、指定期間の開始前に、管理運営に必要な準備を自らの費用負担により行う。
- (2) 指定管理者は、本業務の終了に際し、阪南市または阪南市が指定する者に対し引き継ぎ等を行う。

1.4 指定管理者の履行責任等

(1) 経費等

- ①年間の経費の執行は、市と定めた予算額以内で執行する。
- ②会計年度終了後、事業報告と会計報告を行う。
- ③指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行う。

(2) 指定の取消し、業務規定

教育委員会は、指定管理者が教育委員会の求め、調査または指示に従わないと

き、指定管理者の責に帰すべき事由（指定管理者の経営状況に問題がある場合を含む）により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき、秘密保持義務または個人情報保護義務に違反したときは、違反等の程度、理由その他の事情を考慮して、指定を取消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずることがある。

（３）原状回復

教育委員会は、指定期間が満了したとき、指定を取消したとき、または管理の業務の全部または一部の停止を命じたときは、指定管理者であった者または指定管理者に、施設及び設備を速やかに原状回復するよう命ずる。

ただし、現況が施設の管理に特に支障がないと教育委員会が認めるときは、原状回復を求めない。

（４）施設の修繕及び改修

１件５００千円未満の小規模な物品や施設の修繕費については、迅速な手続きで完了させるため、年間２，０００千円の予算を割りあて指定管理者が実施する。修繕費に残金が生じた場合は、精算し、市に返金する。なお、１件あたり５００千円以上のものについては、教育委員会と協議を行う。

（５）物品の管理等

指定管理者が行った修繕等により整備した物品は、教育委員会の所有に属するものとする。その他、教育委員会の所有に属する物品については、「１１ 備品等について」に記載のとおりとし、善良な管理者の注意を持って管理に努める。

（６）損害賠償

指定管理者が、故意または過失により当該管理物件に損害を与えた場合は、市は指定管理者に損害賠償を求めるものとする。

（７）事故等により第三者に生じた損害の賠償

事故等により第三者に生じた損害の賠償は、指定管理者が賠償する。ただし、損害の発生が市の責に帰すべき理由または天災事変等不可抗力の場合は、協定に従って、または教育委員会と指定管理者との協議のうえ、決定する。

（８）秘密保持

指定管理者及び従事者（指定管理者または従事者であった者を含む）は、指定管理の業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく漏らし、または指定管理者の業務以外の業務に利用する等盗用してはならない。

（９）業務実施時の留意事項

業務を実施するうえで、次の各項目に留意して円滑に実施する。

①関係法令等を遵守する。

②公の施設であることを常に念頭におき、公平な運営を行う。

③指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要領等を別に定める場合は、教育委員会と協議を行う。

④地域住民並びに公共的団体と協調・協力を図る。

（１０）その他

①指定管理者の指定取消し後、第２順位、第３順位の法人等と次期指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行う場合がある。

②市の定例監査は、指定管理者も監査の対象となるため、市監査委員事務局の指

示に従うものとする。

③職員の通勤車両は小学校の敷地内に駐車しないこと。

1 5 自主事業の提案

指定管理者は留守家庭児童会の設置目的達成のため効果が認められるものについて、指定管理者の責任及び費用負担において自主事業を実施することができることから、申請者にて自主事業を自由に提案すること。

1 6 協議

指定管理者は、この仕様書及び添付資料に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、教育委員会と協議のうえ、決定する。

〒599-0292	阪南市尾崎町35-1
阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室	
担 当	秋山
電 話 (直通)	072-489-4542
Eメール	s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp

(別紙) リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
申請コスト	申請費用の負担		○
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設または改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更（軽微なものについては協議事項とする）	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（消費税等）	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税等）		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
不可抗力	不可効力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市または指定管理者のいずれの責めにも帰さない自然的または人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加（軽微なものを除く）	協議事項	
不可抗力	不可効力に伴う、業務の変更、中止、延期	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵による臨時休止等に伴う運営リスク		○
	設備、備品等の貸し出し管理上の不備		○
	施設予約管理、チケット発行の瑕疵		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（１件あたり５００千円未満のもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	協議事項	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（１件あたり５００千円未満のもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	協議事項	
	指定管理者による施設等の管理運営上の瑕疵によるもの		○
運営費の増大	市以外の要因による運営費の増大		○
第三者への賠償	管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用及び新しい指定管理者への引継ぎ費用		○

(参考資料) 令和5年度利用者数

令和5年度阪南市留守家庭児童会利用状況報告書

留守家庭児童会名	通常保育					延長保育										早朝保育				
	～午後5時					午後5時～午後6時					午後6時～午後7時					午前8時～9時				
	申込人数		利用人数(延長)			申込人数		利用人数(延長)			申込人数		利用人数(延長)			申込人数		利用人数(延長)		
	申込 人数	(内) 障害児	利用 人数	(内) 障害児	支援 員数	申込 人数	(内) 障害児	利用 人数	(内) 障害児	支援 員数	申込 人数	(内) 障害児	利用 人数	(内) 障害児	支援 員数	申込 人数	(内) 障害児	利用 人数	(内) 障害児	支援 員数
下荘A留守家庭児童会																				
下荘B留守家庭児童会																				
舞留守家庭児童会																				
朝日A留守家庭児童会																				
朝日B留守家庭児童会																				
西鳥取A留守家庭児童会																				
西鳥取B留守家庭児童会																				
東鳥取A留守家庭児童会																				
東鳥取B留守家庭児童会																				
東鳥取C留守家庭児童会																				
桃の木台A留守家庭児童会																				
桃の木台B留守家庭児童会																				
桃の木台C留守家庭児童会																				
新上荘A留守家庭児童会																				
新上荘B留守家庭児童会																				
尾崎留守家庭児童会																				
合計																				

○阪南市留守家庭児童会条例

平成 1 5 年 1 2 月 2 9 日

条例第 2 9 号

注 平成 1 9 年 3 月 3 0 日条例第 4 号から条文注記入る。

(設置)

第 1 条 保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、もってその児童の健全な育成を図るため、阪南市留守家庭児童会（以下「留守家庭児童会」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 留守家庭児童会の名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。

(定員)

第 3 条 留守家庭児童会の定員は、教育委員会規則で定める。

(事業)

第 3 条の 2 留守家庭児童会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業
- (2) 児童の適切な保護及び生活指導に関する事業
- (3) 遊びを通じて集団の中で社会性を身に付けることに関する事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、阪南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(平 2 4 条例 7 ・ 一部改正)

(放課後児童支援員)

第 4 条 留守家庭児童会に阪南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年阪南市条例第 1 4 号）第 1 0 条第 1 項に規定する放課後児童支援員を置く。

(平 2 7 条例 9 ・ 一部改正)

(入会資格)

第5条 留守家庭児童会に入会できる児童は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 労働又は疾病等の事由により放課後において保護者が家庭にいない状態であること。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校又は義務教育学校の前期課程に就学していること。

2 前項の規定にかかわらず、入会することに相当の理由があると教育委員会が認める者は、留守家庭児童会に入会することができる。

（平24条例7・平27条例9・平28条例12・一部改正）

（入会の申請及び許可）

第6条 児童を留守家庭児童会に入会させようとする保護者は、教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

（入会の不許可等）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童の入会を許可せず、若しくは入会の許可を取り消し、又は出席を停止することができる。

- (1) 児童が第5条に規定する入会資格を有せず、又は有しなくなったとき。
- (2) 保護者が留守家庭児童会保育料（以下「保育料」という。）を1月以上滞納したとき。
- (3) 留守家庭児童会の管理運営上、支障があると教育委員会が認めるとき。

（平24条例7・一部改正）

（保育料）

第8条 留守家庭児童会に入会した児童の保護者は、保育料を市に納付しなければならない。

- 2 保育料の額は、児童1人につき月曜日から金曜日まで出席する場合は月額6,200円とし、月曜日から土曜日まで出席する場合は月額7,200円とする。ただし、同一世帯で2人以上の児童が入会する場合は、最も保育料の額が高い児童（最も保育料の額が高い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）にあってはその額とし、その他の児童にあっては保育料の額の2分の1の額とする。
- 3 留守家庭児童会の開設時間を拡大した保育（以下「長時間保育」という。）1時間当たりの保育料の額は、児童1人につき月額1,600円とする。ただし、一時的に長時間保育を利用する場合における1時間当たりの保育料の額は、児童1人につき160円とする。
- 4 児童の属する世帯の所得状況その他特別の事由により市長が必要と認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。ただし、長時間保育に係る保育料については、この限りでない。

（平19条例4・平25条例37・平28条例24・令3条例26・一部改正）

（費用の負担）

第9条 前条第1項の保護者は、保育料のほか、教育委員会規則で定める必要な費用の実費に相当する額を負担しなければならない。

（指定管理者による管理）

第10条 教育委員会は、留守家庭児童会の設置目的を効果的に達成するため必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に留守家庭児童会の管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により留守家庭児童会の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者に行わせる業務の範囲）

第11条 前条第1項の規定により指定管理者に留守家庭児童会の管理

を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条の2に掲げる事業に係る業務
- (2) 留守家庭児童会の入会の申請及び許可に関する業務
- (3) 留守家庭児童会の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 留守家庭児童会の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務（指定管理者の指定の手続）

第12条 教育委員会は、第10条第1項の規定により指定管理者に留守家庭児童会の管理を行わせるときは、特別の理由があると認める場合を除き、前条の業務の遂行に関する能力を有する法人その他の団体のうちから公募により指定管理者を指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他教育委員会規則で定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に最も適合していると認めるものを選定し、指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画が平等利用その他の観点から適切なものであること。
- (2) 周辺地域との連携を図る等、留守家庭児童会の効用を最大限発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、留守家庭児童会の管理を適正かつ確実に行うことができることを判断するために必要なものとして教育委員会が定める基準に適合するものであること。

（管理の基準）

第13条 留守家庭児童会の管理を指定管理者に行わせる場合における

管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入会の許可等は、第5条から第7条までの規定により行うこと。
- (2) 開設時間及び休会日は、留守家庭児童会の利用形態、利用者の便宜等により教育委員会の承認を得て指定管理者が定めること。
- (3) 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定により、第11条の業務における個人情報の適正な維持管理のために必要な措置を講じ、同条の業務の範囲内で個人情報の保護について教育委員会と同様の義務を負うものとする。
- (4) 第11条の業務に従事しているもの又は従事していたものは、その業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又はその業務の目的以外に使用してはならない。

（平19条例4・令4条例22・一部改正）

（指定の取消し等）

第14条 教育委員会は、指定管理者が次の事項に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第11条の業務又は経理の状況に関する教育委員会の指示に従わないとき。
- (2) 第12条第3項各号に適合しなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条に規定する管理の基準に準拠していないと認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

（平19条例4・一部改正）

（利用料金）

第15条 留守家庭児童会の管理を指定管理者に行わせる場合の利用料金は、指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、保護者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、指定管理者が第8条第2項及び第3項に規定する額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を得なければならない。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定める基準に従い、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(平19条例4・一部改正)

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月11日条例第21号)

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月2日条例第34号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月21日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月8日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月29日条例第21号)

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日条例第7号)

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、第５条第１項の改正規定は、同年７月９日から施行する。

附 則（平成２４年１２月２８日条例第２０号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年１２月２４日条例第３７号）

（施行期日）

１ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の阪南市留守家庭児童会条例の規定は、平成２６年４月分以降の保育料について適用し、同年３月分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則（平成２７年３月２７日条例第９号）

（施行期日）

１ この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例の施行の際現に存する留守家庭児童会については、改正後の阪南市留守家庭児童会条例第５条第１項第３号の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（平成２８年３月３０日条例第１２号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年１０月７日条例第２４号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（令和３年１２月２２日条例第２６号）

（施行期日）

１ この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の阪南市留守家庭児童会条例の規定は、令和４年４月分以降の保育料について適用し、同年３月分までの保育料については、なお

従前の例による。

附 則（令和４年１２月２２日条例第２２号）抄

（施行期日）

- １ この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

別表（第２条関係）

（平１９条例１２・平２２条例２１・平２４条例２０・平２８条例１２・平２８条例２４・一部改正）

名称	位置
下荘留守家庭児童会	阪南市箱作２３２０番地
舞留守家庭児童会	阪南市舞四丁目６番３１号
朝日留守家庭児童会	阪南市自然田２７２番地の１
西鳥取留守家庭児童会	阪南市鳥取７２番地
東鳥取留守家庭児童会	阪南市石田６００番地の１
桃の木台留守家庭児童会	阪南市桃の木台五丁目４２３番地の ３３
新上荘留守家庭児童会	阪南市下出５４８番地の１
尾崎留守家庭児童会	阪南市尾崎町五丁目３３番８号

○阪南市留守家庭児童会条例施行規則

平成 16 年 2 月 17 日

教委規則第 1 号

注 平成 19 年 3 月 27 日教委規則第 1 号から条文注記入る。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、阪南市留守家庭児童会条例（平成 15 年阪南市条例第 29 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第 2 条 条例第 3 条の定員は、支援の単位（放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとにおおむね 40 人以下とする。ただし、阪南市留守家庭児童会（以下「留守家庭児童会」という。）の管理及び運営に支障のない範囲において、阪南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、定員を超えて入会をさせることができる。

(平 27 教委規則 6 ・ 一部改正)

(放課後児童支援員等)

第 3 条 条例第 4 条の放課後児童支援員は、児童の育成について知識、経験及び熱意を有する者のうちから教育委員会が任命する。

- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位（放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。）ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。
- 3 児童数に障害児が含まれる場合は、前項の放課後児童支援員の数にさらに放課後児童支援員 1 人を加える。

(平 2 7 教委規則 6 ・ 一部改正)

(入会の申請及び許可)

第 4 条 条例第 6 条の規定により教育委員会の許可を受けようとする保護者は、年度ごとに阪南市留守家庭児童会入会申請書（様式第 1 号）に保護者の就労証明書を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

2 教育委員会は、入会の可否を決定したときは、阪南市留守家庭児童会入会許可・不許可決定通知書（様式第 2 号）により保護者に通知するものとする。

(入会の許可の取消し等)

第 5 条 教育委員会は、条例第 7 条の規定により入会の許可を取り消し、又は出席を停止したときは、阪南市留守家庭児童会入会取消・出席停止通知書（様式第 3 号）により保護者に通知するものとする。

(保育料の納付)

第 6 条 留守家庭児童会保育料（以下「保育料」という。）は、出席日数の多少にかかわらず、1 月の額とする。

2 保育料は、毎月分をその月の 1 5 日までに納付しなければならない。ただし、月の途中において入会した者は、当該月分の保育料を入会の日から 1 0 日以内に納付しなければならない。

3 既に納付された保育料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(保育料の減額又は免除)

第 7 条 条例第 8 条第 4 項の規定による保育料の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当する保護者に対して、当該各号に定めるところにより行う。

(1) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による被保護世帯 保育料の全額

(2) 前号に該当する世帯を除き、前年度分の市民税が非課税の世帯に属する児童の保護者 保育料の全額

(3) 第1号に該当する世帯を除き、前年度分の市民税が均等割のみの課税世帯に属する児童の保護者 保育料の半額

(4) 月の初日から末日までの間に1日も出席しなかった児童の保護者（第9条第2号に該当することにより同号の届出書を教育委員会に提出した者に限る。） 保育料の全額

(5) 災害その他やむを得ない事由により保育料を納付することが困難であると認められる世帯に属する児童の保護者 保育料の半額

2 前項の規定により保育料の減額又は免除を受けようとする保護者は、留守家庭児童会保育料減額・免除申請書（様式第4号）に所得証明書その他、減額又は免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その可否を決定し、留守家庭児童会保育料減額免除決定・却下通知書（様式第5号）により当該申請をした保護者に通知するものとする。

（平19教委規則1・平27教委規則6・令元教委規則2・一部改正）

（費用）

第8条 条例第9条の教育委員会規則で定める必要な費用は、間食代、教材費、傷害保険料その他の児童の日常生活、安全確保、行事開催等に関する費用とする。

（平19教委規則1・一部改正）

（届出）

第9条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 児童を退会させようとするとき。 阪南市留守家庭児童会退会届出書（様式第6号）

(2) 児童を長期に欠席させようとするとき。 阪南市留守家庭児童会
休会届出書（様式第 7 号）

(3) 第 4 条第 1 項の申請書の記載事項に変更があったとき。 阪南市
留守家庭児童会記載事項変更届出書（様式第 8 号）

（開設時間）

第 10 条 留守家庭児童会の開設時間は、授業の終了時から午後 5 時までとする。ただし、阪南市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和 47 年阪南町教委規則第 7 号。以下次条第 1 項第 2 号において「管理運営規則」という。）第 2 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項に定める学校の休業日並びに土曜日にあつては、午前 9 時から午後 5 時までとする。

（平 26 教委規則 1・平 28 教委規則 8・一部改正）

（長時間保育）

第 11 条 条例第 8 条第 3 項に規定する長時間保育は、次のとおりとする。

(1) 午後 5 時から午後 6 時までの 1 時間又は午後 5 時から午後 7 時
までの 2 時間

(2) 午前 8 時から午前 9 時までの 1 時間（管理運営規則第 2 条第 1 項
第 2 号及び同条第 2 項の休業日並びに土曜日に限る。）

2 長時間保育の利用を希望する保護者は、第 4 条第 1 項に規定する阪南市留守家庭児童会入会申請書に必要事項を記入し、教育委員会に提出しなければならない。

3 長時間保育を利用できる保護者は、帰宅時の児童の安全等を確保するため、午後 7 時までに当該児童を引き受けることができる者とする。

（平 19 教委規則 1・平 26 教委規則 1・平 28 教委規則 8・
一部改正）

（休会日）

第 12 条 留守家庭児童会の休会日は、次のとおりとする。ただし、教

育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休会することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（平 19 教委規則 1・平 21 教委規則 8・平 23 教委規則 2・平 28 教委規則 8・一部改正）

（留守家庭児童会の休止）

第 13 条 教育委員会は、留守家庭児童会の児童数が著しく減少したときは、当該留守家庭児童会を休止することができる。

（指定管理者による管理）

第 13 条の 2 条例第 10 条第 1 項の規定により、留守家庭児童会の管理を指定管理者に行わせるときは、第 3 条から第 7 条まで、第 9 条及び第 11 条第 2 項中「教育委員会」とあり、第 7 条第 2 項及び第 3 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により留守家庭児童会の管理を行うときは、教育委員会の承認を得て、様式第 1 号から様式第 8 号までの様式以外の様式を用いて、第 3 条から第 7 条まで及び第 9 条から第 11 条までの規定による申請その他の行為をさせ、又は許可その他の行為をすることができる。

（平 26 教委規則 1・追加）

（指定管理者の公募）

第 14 条 条例第 10 条第 1 項の規定により、留守家庭児童会の管理を指定管理者に行わせようとするときは、次に掲げる事項を明記し、公募するものとする。ただし、阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会が指定期間の更新を認める場合は、この限りでない。

- (1) 管理を行う施設の概要、名称及び所在地
- (2) 前年度における利用者数及び施設の運営に係る事項
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 指定の期間
- (5) 利用料金制の有無
- (6) 申請資格及び申請の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が指定する事項

2 教育委員会は、指定管理者の公募においては、市役所掲示場への掲示、広報紙、ホームページへの掲載等必要な措置を講ずるものとする。

(指定管理者の申請資格)

第15条 指定管理者の申請ができるものは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 留守家庭児童会の管理、運営を円滑かつ安定して実施できるもの
- (2) 法律行為を行う能力を有するもの
- (3) 破産宣告を受けていないもの又は破産宣告を受けて復権を得たもの
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により一般競争入札等への参加を制限されていないもの
- (5) 条例第14条の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがないもの
- (6) 国税及び地方税を完納しているもの
- (7) 代表者及び代表者に準ずる地位にある者が本市の市議会議員、市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項の委員会の委員又は委員でないもの
- (8) 代表者及び代表者に準ずる地位にある者が日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したことの無いもの

(指定管理者申請に要する書類)

第16条 条例第12条第2項の規定による申請は、阪南市留守家庭児童会指定管理者指定申請書(様式第9号)によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 管理に係る事業計画書
- (3) 団体等の経営状況を証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類
(指定管理者選定委員会)

第17条 条例第12条第3項の選定及び条例第14条第1項に係る審査を行うため、阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会を設置する。

(指定管理者の指定等の通知)

第18条 条例第12条第3項の規定による指定を通知するときは、阪南市留守家庭児童会指定管理者指定通知書(様式第10号)によるものとし、不指定を通知するときは阪南市留守家庭児童会指定管理者不指定通知書(様式第11号)によるものとする。

(指定管理者の指定等の告示)

第19条 教育委員会は、指定管理者を条例第12条第3項の規定により指定したとき又は条例第14条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の指定期間)

第20条 指定期間は、5年を限度とする。ただし、条例第14条第1項の規定に該当するときは、この限りでない。

(協定事項)

第21条 指定管理者として指定を受けたものは、留守家庭児童会の管理に必要な事項について、市長と協定を締結するものとする。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者に行わせる管理業務の範囲
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定期間に関する事項
- (4) 事業計画に関する事項
- (5) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (6) 市が支払うべき費用に関する事項
- (7) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- (8) 業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、留守家庭児童会の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月28日教委規則第7号）

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日教委規則第10号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年2月28日教委規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月28日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日教委規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日教委規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日教委規則第8号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 21 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 24 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 18 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 20 日教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日教委規則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する留守家庭児童会については、改正後の阪南市留守家庭児童会条例施行規則第 2 条及び第 3 条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 27 年 9 月 17 日教委規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の様式第 1 号については、平成 28 年度以後の阪南市留守家庭児童会入会申請について適用し、平成 27 年度の阪南市留守家庭児童会入会申請については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 10 月 21 日教委規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号及び様式第 8 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の様式第1号及び様式第8号は、平成29年度以後の阪南市留守家庭児童会の入会に係る申請について適用し、平成28年度の阪南市留守家庭児童会の入会に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（平成29年4月6日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月19日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月1日教委規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第7条第2項及び様式第4号については、令和2年度以後の阪南市留守家庭児童会入会申請について適用し、平成31年度の阪南市留守家庭児童会入会申請については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月25日教委規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

阪南市留守家庭児童会入会申請書

年 月 日

阪南市教育委員会 様

保護者氏名

次のとおり阪南市留守家庭児童会の入会を申請します。

留守家庭児童会名	留守家庭児童会	どちらかに○をつけてください			
		月～金コース	月～土コース		
ふりがな		性別			
児童氏名		生年月日	年 月 日		
学 校 名	小学校 年 組(新学年)				
住 所	〒599-02 阪南市	自 宅 電 話			
		保護者携帯			
ふりがな		勤務先名称			
保護者氏名		勤務先電話			
勤 務 先 住 所		勤務先電話			
緊 急 連 絡 先	(続柄)	電 話			
		携 帯			
	(続柄)	電 話			
		携 帯			
家 族 構 成	氏 名	続 柄	年 齢	職 業	帰 宅 時 間

添付書類 就労証明書

早 朝 保 育 (午前8時から)	希望する・希望しない
延 長 保 育 (午後6時まで)	希望する・希望しない
長時間延長保育 (午後7時まで)	希望する・希望しない
理由について	
1 保護者のいずれもが就労等の理由で帰宅時間が通常保育時間以上であるため	
2 その他()	

長時間保育の迎えは必ず保護者でします。保護者氏名
(表)

児 童 の 状 況

児童名

	身 長	cm	体 重	kg	血 液 型	型
身 体 状 況 等	あてはまるものに○をつけてください 1 風邪をひきやすい 2 下痢をしやすい 3 疲れやすい 4 熱が出やすい 5 乗り物酔いをしやすい 6 気分が悪くなりやすい 7 扁桃腺がはれやすい 8 じんましんが出やすい 9 鼻血が出やすい 10 時々頭痛やめまいを訴える 11 脳貧血を起こしやすい 12 睡眠があまりとれない 13 胃痛や腹痛を起こしやすい 14 食欲があまりない 15 その他()					
	現在、治療中の病気や飲んでいるお薬はありますか 無・有()					
	今までに入院したり、大きな病気にかかったことはありますか 無・有(病名:) (いつ頃))					
	食べ物やお薬等のアレルギーはありますか 無・有()					
	保育中のおやつに配慮が必要ですか 無・有()					
	エピペンの処方を受けていますか 無・有()					
おやつは、教育委員会が準備したものを希望します。 保護者氏名						
手 帳 の 有 無	身体障害者手帳	無・有	級	具体的な状況を記入してください		
	療育手帳	無・有	A・B1・B2			
	精神障害者保健福祉手帳	無・有	級			
日 常 習 慣	朝 食	毎日食べる	時々食べる	ほとんど食べない		
	偏 食	無・有()				
	平 常 の 体 温	℃				
	排 便	回/日				
	その他に気になる点					
通学経路図 (自宅から留守家庭児童会までの通学経路をできるだけ詳しく記入してください)						

(裏)

様式第2号(第4条関係)

阪南市留守家庭児童会入会許可・不許可決定通知書

年 月 日

様

阪南市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった入会について、次のとおり通知します。

入会する児童の住所	阪南市
入会する児童の氏名	
保護者氏名	
決定内容	許可・不許可 長時間保育 許可・不許可
入会の期間	年 月 日～ 年 月 日
留守家庭児童会名	留守家庭児童会
留守家庭児童会保育料の月額	
不許可とした理由	

備考

- 1 留守家庭児童会入会申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。
- 2 児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、児童の入会の許可を取り消し、又は出席を停止します。
 - (1) 児童が阪南市留守家庭児童会条例第5条に規定する入会資格を有しなくなったとき。
 - (2) 保護者が留守家庭児童会保育料を1月以上滞納したとき。
 - (3) 留守家庭児童会の管理運営上、支障があると教育委員会が認めるとき。

様式第3号(第5条関係)

阪南市留守家庭児童会入会取消・出席停止通知書

年 月 日

様

阪南市教育委員会 印

阪南市留守家庭児童会入会の取消又は出席停止について、次のとおり通知します。

留 守 家 庭 児 童 会 名	留守家庭児童会
住 所	
保 護 者 氏 名	
児 童 氏 名	
入会の取消年月日	年 月 日
出 席 停 止 期 間	年 月 日～ 年 月 日(日間)
理 由	

留守家庭児童会保育料減額・免除申請書

年 月 日

阪南市長 様

住 所

保護者氏名

留守家庭児童会保育料の減額又は免除を受けたいので、次のとおり申請します。

ふ り が な		
世 帯 主 名		
住 所	電 話 — —	
児 童 氏 名		
留守家庭児童会名	留守家庭児童会	
申請理由 ※該当する箇所に☑を入れてください。		添付書類
☐ 生活保護法の規定による被保護世帯		生活保護受給証明書
☐ 年度分の市民税が非課税の世帯に属する児童の保護者		年度市民税 課税(所得)証明書
☐ 年度分の市民税が均等割のみの課税世帯に属する児童の保護者		年度市民税 課税(所得)証明書
☐ 月の初日から末日までの間に1日も出席しなかった児童の保護者 ※所定の届出書を提出したものに限る		不要
☐ 災害その他やむを得ない事由により保育料を納付することが困難であると市長が認める世帯に属する児童の保護者		その他 ()
市が保育料の減免に関し必要な場合は、世帯情報等の情報を閲覧することを同意します。		
氏 名 _____		

様式第5号(第7条関係)

留守家庭児童会保育料減額免除決定・却下通知書

年 月 日

様

阪南市長



年 月 日付けで申請のありました留守家庭児童会保育料の減額又は免除について、次のとおり通知します。

住 所	阪南市	
保 護 者 氏 名		
児 童 氏 名		
決 定 内 容	減 額 ・ 免 除	
留 守 家 庭 児 童 会 名	留守家庭児童会	
留守家庭児童会 保育料の変更月額	変 更 前	月額 円
	変 更 後	月分から 月分まで月額 円
却 下		
却下とした理由		

様式第6号(第9条関係)

阪南市留守家庭児童会退会届出書

年 月 日

阪南市教育委員会 様

保護者氏名

児童氏名

阪南市留守家庭児童会を退会しますので、次のとおり届け出ます。

留 守 家 庭 児 童 会 名	留守家庭児童会
退 会 年 月 日	年 月 日
理 由	

様式第7号(第9条関係)

阪南市留守家庭児童会休会届出書

年 月 日

阪南市教育委員会 様

保護者氏名

児童氏名

阪南市留守家庭児童会を休会しますので、次のとおり届け出ます。

留 守 家 庭 児 童 会 名	留守家庭児童会
休 会 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日(日間)
理 由	

様式第8号(第9条関係)

阪南市留守家庭児童会記載事項変更届出書

年 月 日

阪南市教育委員会 様

保護者氏名

児童氏名

阪南市留守家庭児童会入会申請書の記載事項に変更が生じましたので、次のとおり届
出ます。

氏 名 変 更	新		
	旧		
住 所 変 更	新	阪南市	
	旧	阪南市	
留 守 家 庭 児 童 会 変 更	新	留守家庭児童会	月 日から
	旧	留守家庭児童会	
利 用 区 分 (コ ー ス) 変 更	新	月～金コース ・ 月～土コース	月から
	旧	月～金コース ・ 月～土コース	
早 朝 保 育 (午 前 8 時 から)	新	希望する ・ 希望しない	月から
	旧	希望する ・ 希望しない	
延 長 保 育 (午 後 6 時 ま で)	新	希望する ・ 希望しない	月から
	旧	希望する ・ 希望しない	
長時間延長保育 (午 後 7 時 ま で)	新	希望する ・ 希望しない	月から
	旧	希望する ・ 希望しない	
そ の 他			
変 更 理 由			

様式第9号(第16条関係)

阪南市留守家庭児童会指定管理者指定申請書

年 月 日

阪南市教育委員会 様

申請者 所在地
名 称
代表者 印

阪南市留守家庭児童会条例第12条第2項の規定により、阪南市留守家庭児童会の指定管理者の指定を受けたいので、下記書類を添えて申請します。

記

- (1) 申請資格を有していることを証する次の書類
 - ア 法人登記簿謄本
 - イ 定款又はこれらに相当する書類
 - ウ 国税及び地方税の納税証明書(募集日以後に交付されたものに限る。)又は納税義務がない旨の申立書
 - エ 申請資格に関する申立書
- (2) 管理に係る事業計画書
- (3) 当該団体の経営状況を証明する書類
 - ア 前3事業年度の収支(損益)計算書又はこれに相当する書類
 - イ 前3事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
 - ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書
 - エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
 - オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
 - カ その他教育委員会が必要と認める書類

様式第10号(第18条関係)

阪南市留守家庭児童会指定管理者指定通知書

年 月 日

所在地

名 称

代表者

様

阪南市教育委員会 印

年 月 日付けの阪南市留守家庭児童会指定管理者の申請については、阪南市留守家庭児童会条例第12条第3項の規定により指定することを通知します。

指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

詳細については、協議の上、別に定めるものとする。

様式第11号(第18条関係)

阪南市留守家庭児童会指定管理者不指定通知書

年 月 日

所在地

名 称

代表者

様

阪南市教育委員会 印

年 月 日付けの阪南市留守家庭児童会指定管理者の申請については、
次の理由により指定しないことを通知します。

理由

(表)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、阪南市教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります)。

また、前記の審査請求をしなくても、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、阪南市を被告として(訴訟において阪南市を代表する者は、阪南市教育委員会になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

(裏)

様式第 1 号（第 4 条関係）

（平 2 7 教委規則 5 ・ 全改、平 2 8 教委規則 8 ・ 令 3 教委規則
3 ・ 一部改正）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

（令元教委規則 2 ・ 全改、令 3 教委規則 3 ・ 一部改正）

様式第 5 号（第 7 条関係）

様式第 6 号（第 9 条関係）

（令 3 教委規則 3 ・ 一部改正）

様式第 7 号（第 9 条関係）

（令 3 教委規則 3 ・ 一部改正）

様式第 8 号（第 9 条関係）

（平 2 8 教委規則 8 ・ 令 3 教委規則 3 ・ 一部改正）

様式第 9 号（第 1 6 条関係）

様式第 1 0 号（第 1 8 条関係）

様式第 1 1 号（第 1 8 条関係）

（平 1 9 教委規則 1 ・ 平 2 9 教委規則 5 ・ 一部改正）

○阪南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例

平成26年9月29日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童健全育成事業 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。
- (2) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (3) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準(次項及び次条において「最低基準」という。)は、放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営

を低下させてはならない。

- 3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 6 放課後児童健全育成事業者は、阪南市暴力団排除条例（平成24年阪南市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

(平 2 8 条例 1 3 ・ 一部改正)

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第 6 条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(令 5 条例 1 3 ・ 追加)

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、

取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(令5条例13・追加)

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388

号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(平 2 8 条例 1 3 ・ 平 2 9 条例 3 2 ・ 平 3 0 条例 1 5 ・ 平 3 1
条例 4 ・ 令元条例 5 ・ 令 2 条例 2 6 ・ 一部改正)

(利用者平等に扱う原則)

第 1 1 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 1 2 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第 1 2 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(令 5 条例 1 3 ・ 追加)

(衛生管理等)

第 1 3 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(令5条例13・一部改正)

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況

等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(平 2 8 条例 1 3 ・ 一部改正)

(保護者との連絡)

第 1 9 条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第 2 0 条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第 2 1 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 4 年法律第 6 7 号）の施行の日から施行する。

(職員に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間、第 1 0 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和 2 年 3 月 3 1 日までに修了することを予定して

いる者を含む。）」とする。

(令元条例 5・一部改正)

(一の支援の単位を構成する児童の数に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（当該事業所のうち同日において第 10 条第 4 項に定める児童の数を超えるものに限る。）における同項の規定の適用については、当分の間、同項中「40 人」とあるのは「この条例の施行の日の前日において放課後児童健全育成事業所ごとに定められている一の支援の単位を構成する児童の数」とする。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日条例第 13 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 22 日条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 14 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日条例第 4 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 28 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 25 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 26 日条例第 13 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 6 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなけ

れば」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設 モニタリングマニュアル

阪南市教育委員会

策定 令和5年1月

一部改正 令和6年3月1日

目 次

1. はじめに	P 2
2. モニタリングの目的	P 2
3. 対象施設	P 2
4. 法令等との関係	P 3
5. モニタリングの機能	P 3
(1) 業務の履行状況の確認・評価	
(2) サービスの質の確認・評価	
(3) 管理運営の継続性及び安定性の確認・評価	
6. モニタリングの方法	P 4
(1) モニタリングの実施主体	
(2) 指定管理者が行うモニタリング	
(3) 施設所管課が行うモニタリング	
(4) 施設所管課及び指定管理者が協働して行うモニタリング	
(5) 第三者が行うモニタリング	
(6) 評価の基準	
7. モニタリング結果の活用	P 1 2
(1) 管理運営業務への反映	
(2) 改善の指導等	
(3) 指定の取消等	
(4) モニタリング結果の公表	
8. 指定管理者評価シート（様式例）	P 1 3
9. モニタリングのスケジュール（参考例）	P 1 5

1. はじめに

平成15年9月の地方自治法の一部改正により、「民間事業者を活用した住民サービスの向上」、「施設管理における費用対効果の向上」を図るため、地方公共団体が設置する公の施設の管理運営手法として指定管理者制度が導入されました。

阪南市教育委員会では、多様化する施設利用者のニーズに効果的かつ効率的に対応するため、平成19年7月の留守家庭児童会を皮切りに、文化センター、社会体育施設、公民館の管理運営に指定管理者制度を導入し、指定管理者による施設の管理運営状況を把握するため、教育委員会所管の指定管理者制度導入施設を担当する部署（以下「施設所管課」という。）が独自にモニタリングを実施してきました。

今回、これまで以上に効率的かつ効果的なモニタリングを実施できるよう、教育委員会の統一的なルールとして「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」を策定しました。今後、当該マニュアルを活用し、指定管理者、施設所管課及び専門的かつ多様な視点での評価を目的とする第三者によるモニタリングを実施することにより、市民サービスのさらなる向上をめざします。

2. モニタリングの目的

「モニタリング」とは、指定管理者制度を導入した施設について、施設の管理が適正かつ確実に履行されているか、また、指定管理者から提供されるサービスの水準が維持されているかなどを確認・評価し、施設の適正な管理やサービス内容の改善・向上を図るための仕組みです。

これには、提出された報告書等を、施設所管課が確認するだけでなく、指定管理者による業務の点検や評価、施設利用者による評価なども含まれます。

指定管理者と施設所管課が、互いに協力してこれらのモニタリングに取り組み、協定等で取り交わした事項が運営状況に適切に反映され、想定した成果をあげることを目的としています。

3. 対象施設

このモニタリングマニュアルの対象施設は、教育委員会所管施設のうち指定管理者制度を導入している施設とします。ただし、施設により性格、規模が異なるため、画一的に実施するのではなく、施設所管課が、施設の性格、規模に応じた適切な方法でモニタリングを実施するとともに、効率的な運用に努めます。

4. 法令等との関係

指定管理者制度導入施設については、適正な業務の遂行を確保するため、地方自治法や各施設の管理運営に関する規則において、施設所管課が指定管理者に事業報告書の提出や、報告を求め、実地調査し、又は必要な指示を行い、指示に従わないとき等には指定の取消し等を行うことができると定められています。

【地方自治法（抜粋）】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5. モニタリングの機能

（1）業務の履行状況の確認・評価

指定管理者による施設の管理運営が、基本協定書等で定められた事項を履行しているかを、指定管理者から提出される事業計画書、月次報告書、事業報告書等の書面のほか、実地調査を行うなど適切な手段により履行状況を確認し、評価を行います。

その結果、問題点や課題が判明した場合、指定管理者は自ら改善に取り組むとともに、施設所管課は指定管理者に対して、必要に応じて改善に向けた助言、指導又は指示を行います。

（2）サービスの質の確認・評価

指定管理者が提供するサービスについて、施設所管課及び指定管理者は、その結果を更なるサービス向上に役立てるため、実地調査や利用者アンケートの結果等を確認し、評価を行います。

（3）管理運営の継続性及び安定性の確認・評価

指定管理者による施設の管理運営が安定して提供されているか、また引き続き安定して提供される見込みがあるかどうかについて確認し、評価を行います。

施設所管課は当該施設の指定管理者に対し、施設の管理運営経費の収支状況及び指定管理者である団体本体の経営状況の両面についての資料提出を求め、確認

を行うことで、当該施設の管理運営業務に支障が出ることを未然に防ぐよう努めます。

施設所管課は、日頃から事業の継続性、安定性に注意を払い、問題点や課題が発見された場合には早期に改善が図られるよう、指定管理者と協議をすることが重要です。

6. モニタリングの方法

(1) モニタリングの実施主体

モニタリングを実施主体別に下記の4種類に分類します。

- ①指定管理者自らが行うもの
- ②施設所管課が行うもの
- ③施設所管課及び指定管理者が協働して行うもの
- ④第三者が行うもの

この実施主体ごとのモニタリングについて、具体的な手段や評価項目等を以下に示します。

(2) 指定管理者が行うモニタリング

①事業計画書の作成

指定管理者は、毎年度、指定管理者指定申請時に提出した事業計画等（以下「事業提案書等」という。）の内容を基に、年度ごとの具体的な実施計画を示した事業計画書を作成し、基本協定書に定める期限までに施設所管課に提出するものとしします。

指定管理者は、事業計画書を作成するにあたり、基本協定書、業務仕様書、事業提案書等のほか、毎年度のモニタリングの結果等を踏まえ作成するものとしします。

事業計画書に記載する項目は、「⑤指定管理者が行うモニタリングの提出書類と記載項目」に記載のとおりとしします。

②月次報告書の作成

指定管理者は、管理運営業務及び経理の状況を点検し、毎月終了後、利用状況等を記載した月次報告書を作成し、基本協定書に定める期限までに施設所管課に提出するものとしします。

指定管理者は、日常的に、事業、業務の履行状況等を業務日誌（日報）等の書類に記録しておき、これを基に月次報告書を作成するものとしします。指定管

理者は、業務日誌（日報）等の記録作業を通して、管理運営状況を自ら確認し、問題解決やサービス向上につなげていくことが重要です。

月次報告書に記載する項目は、「⑤指定管理者が行うモニタリングの提出書類と記載項目」に記載のとおりとします。

③事業報告書の作成

指定管理者は、毎年度終了後、基本協定書に定める期限までに、年間の管理運営業務の実施結果をまとめた事業報告書を作成し、施設所管課に提出するものとします。

（ア）事業計画書の内容を踏まえ、管理運営業務の実施結果をまとめる

事業計画書に記載した事項が履行できていない場合は、原因を分析して事業報告書に記載するとともに、次年度の事業計画書に反映するなど、業務改善につなげる。

（イ）定量的な事項だけでなく、利用者への効果も示す

施設利用者数や施設利用率、講座等の実施回数等、定量的な事項だけでなく、管理運営を通して市民や利用者にとどのような効果があったのかという視点で作成する。

事業報告書に記載する項目は、「⑤指定管理者が行うモニタリングの提出書類と記載項目」に記載のとおりとします。

④アンケート調査（利用者満足度調査）の実施

指定管理者は、利用者アンケート等の実施により、施設で提供するサービスに関する利用者の意見や要望を把握するものとします。また指定管理者は、調査結果を分析し、問題点等を自主的に改善するとともに、調査結果、分析結果等をまとめた報告書を施設所管課に提出するものとします。

（ア）利用者アンケート等

調査項目…施設の状況・利用条件、事業の内容、職員の接遇、サービス全般についてなど

調査方法…意見箱の設置、利用者アンケート、講座等受講者アンケート、インターネット等を利用した市民アンケートなど

※詳細については、指定管理者が施設所管課と協議の上で設計する。

（イ）利用者ニーズ把握後の措置

指定管理者…利用者アンケート等により把握した意見や要望について検討を行い、サービスの改善に努める。

施設所管課…意見や要望について十分に留意し、指定管理者によるサービス改善が図られるよう、適切に対処する。

⑤指定管理者が行うモニタリングの提出書類と記載項目

記載項目			提出書類	事業計画書	月次報告書	事業報告書
①業務の履行状況の確認						
1	事業、業務 の 履行状況	ア	開館日、休館日	○	○	○
		イ	使用許可状況		○	○
		ウ	使用料徴収状況		○	○
		エ	使用料減額・免除状況		○	○
		オ	施設の利用状況(利用者数、施設の稼働状況等)		○	○
		カ	実施体制(職員配置、危機管理マニュアル、消防計画書、保険加入確認)	○		○
		キ	個人情報保護及び情報公開の対応状況		○	○
		ク	苦情対応状況(苦情件数、処理内容)		○	○
2	管理運営に おける基本 事項	ア	業務執行体制の評価	○		○
		イ	書類等の整備、保管状況の評価	○		○
		ウ	市担当との間での連絡調整状況の評価	○		○
3	施設の維持 管理状況	ア	保守管理業務の実施	○	○	○
		イ	清掃業務の実施	○	○	○
		ウ	環境衛生業務の実施	○	○	○
		エ	警備、安全業務の実施	○	○	○
		オ	外構、植栽管理業務の実施	○	○	○
		カ	備品管理の実施	○	○	○
4	法令、条例等に基づき、適切な管理を行っていることの説明(法令に基づく届出、報告書の提出を含む。)		○	○	○	
②サービスの質に関する確認						
1	基本的事項	ア	職員の接客態度	○	○	○
		イ	広報の実施	○	○	○
2	運営業務	ア	予約、使用許可	○	○	○
		イ	利用者満足度	○	○	○
		ウ	自主事業等	○	○	○
		エ	施設の基本方針に沿ったサービス提供	○	○	○
③サービス提供の安定性に関する確認						
1	指定管理施設の収入 (使用料、事業収入、指定管理料、その他の収入等)		○	○	○	
2	指定管理施設の支出 (人件費、修繕費、委託料、備品購入費、その他の経費等)		○	○	○	
3	自主事業等に係る収支 (事業に係る収支実績等)		○	○	○	
4	指定管理者の経営状況説明書類 (事業報告書、収支決算書及び賃貸借対照表等)				○※	

※報告時に報告できる資料が準備できる場合のみ

⑥指定管理者による独自のモニタリング

指定管理者は、日頃から管理運営状況を自ら点検し、サービス向上等を図るよう努めるものとし、①から④に示すほか、団体の内部監査等、任意で独自のモニタリングの実施に努めることとします。

⑦指定管理者による1次評価

指定管理者は、事業報告書提出時に、「指定管理者評価シート」に掲げる評価項目について、4段階（a～d）で自らの管理運営業務を評価し、施設所管課へ提出するものとします（「(6) 評価の基準①1次・2次評価、選定委員会による評価の評価基準」参照）。

(3) 施設所管課が行うモニタリング

①報告書等による書類確認

(ア) 事業計画書の確認

施設所管課は、指定管理者から提出を受けた事業計画書について、基本協定書等及びモニタリング結果等との整合性をチェックし、基本協定書及び業務仕様書等に定められている事項並びに事業提案書等で計画されている事項が確実に実施される計画となっているか確認するものとします。

(イ) 月次報告書の確認

施設所管課は、指定管理者から提出を受けた月次報告書について、毎月の管理運営の状況等を把握するとともに、事業計画書に基づき施設が管理運営されているかどうかを確認するものとします。

(ウ) 事業報告書の確認

施設所管課は、指定管理者から提出を受けた事業報告書について、年間の管理運営の状況、管理経費の収支報告等を把握し、指定管理者による管理運営が事業計画書や基本協定書等に基づき適正かつ確実に実施されているか、管理運営業務を通して市民や利用者にどのような効果があったのかなどを確認するものとします。

(エ) 報告書等による書類確認後の対応

施設所管課は、(ア)～(ウ)の書類等を精査することで、不明な点や疑義がある場合は、指定管理者に対して確認するものとします。

②実地調査

施設所管課は、指定管理者から提出された報告書等の内容を確認する必要があるときや、指定管理者に対して行った指導又は指示の改善効果を確認する必要があるときなど、必要に応じて実地調査を行うものとします。なお、実施に際しての事前通知の必要性については、調査の内容に応じて適宜判断するものとし、抜き打ち調査を行うことも可能とします。

また、調査の結果、改善を要する事項がある場合、施設所管課は指定管理者に対し、業務改善の指導又は指示を行うものとします。

③指定管理者の経営状況の確認

施設所管課は、指定管理者である団体本体の財務状況により、管理運営業務に支障が出ることを未然に防止するため、指定管理者に対して、団体の収支計算書（財務諸表）等経営状況を説明する書類の提出を求め、財務状況の確認を行うものとします。

④施設所管課による２次評価

施設所管課は、指定管理業務初年度終了後から、事業報告書の内容、指定管理者による１次評価の結果等を踏まえ、指定管理者による評価と同様、「指定管理者評価シート」に掲げる評価項目について、１～４段階（a～d）による２次評価を行うものとします（「（６）評価の基準①１次・２次評価、選定委員会による評価の評価基準」参照）。

（４）施設所管課及び指定管理者が協働して行うモニタリング

施設所管課及び指定管理者は、定期的に相互のコミュニケーションを図るとともに、管理運営上の問題を解決する場として連絡会議等を設置するなど、日頃から情報共有や意見交換を行える仕組みを整えておくこととします。

（５）第三者が行うモニタリング

①趣旨

指定管理者や施設所管課のモニタリングを踏まえて、指定管理者による管理運営業務が適正かつ確実に実施されているかを把握するため、第三者によるモニタリングを実施し、専門的かつ多様な視点で評価を行うことで、より効果的に業務やサービスの改善を図ります。

評価結果については、指定管理者に通知するとともに、市ウェブサイト等において公表するものとします。

②実施時期

実施時期については、指定期間の２年目及び４年目に第三者モニタリングを実施します。

③実施主体

第三者モニタリングを行う主体については、阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例に基づく、各施設の指定管理者選定委員会設置要綱で規定する「指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」とします。

④選定委員会による評価（各評価項目に対する評価及び総合評価）

（ア）指定管理者が行うモニタリングの確認

事業計画書や事業報告書、利用者アンケートの結果等、団体の収支決算書（財務諸表）等経営状況を説明する書類等に基づき、管理業務の実施状況や施設の利用状況、利用者ニーズ、団体の経営状況等を確認する。

（イ）施設所管課が行うモニタリングの確認

「指定管理者評価シート」等に基づき、施設所管課のモニタリングの状況、助言、指導又は指示があった場合はその内容を確認する。

（ウ）評価基準に基づく第三者モニタリング

選定委員会は、施設所管課より提出された「指定管理者評価シート」における１次評価並びに２次評価の結果を基に、各委員が各評価項目について、１～４段階（１～４点）の採点評価を行う（「（６）評価の基準①１次・２次評価、選定委員会による評価の評価基準」参照）。

そのうえで、各委員の評価項目ごとの評価を平均（このとき、小数点以下第１位を四捨五入して整数とする）したものを、項目ごとの選定委員会総合評価とし、すべての評価項目の合計得点を、総合評価基準に基づく４段階（Ａ～Ｄ）で評価する（「（６）評価の基準②総合評価の基準」参照）。

ただし、施設の性格等に応じて、評価対象の評価項目が異なるため、施設により、すべての評価項目の合計得点は異なる。

なお、選定委員会は、指定管理者及び施設所管課に対し、必要に応じて追加資料の提出を求めること、現地調査や聴き取りをすることができる。

⑤評価結果の報告等

選定委員会は、施設所管課に「指定管理者評価シート」を添えて総合評価結

果を報告するものとします。その後、施設所管課は速やかに指定管理者に対し、同様に評価結果を通知するものとします。

(6) 評価の基準

① 1次・2次評価、選定委員会による評価の評価基準

指定管理者自身による1次評価、施設所管課による2次評価、第三者（選定委員会）による評価を行う場合の評価の基準は、以下に定める基準に基づき評価するものとします。

評価記号	評価点数	評価基準
1次・2次	選定委員会	
a	4	協定書の遵守に加え、業務仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。（優れている）
b	3	協定書を遵守し、業務仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。（適正に管理されている）
c	2	協定書、業務仕様書、事業計画書に記載の一部の内容が実施されなかった。（一部に改善を要する）
d	1	協定書、業務仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。（多くに改善を要する）

② 総合評価の基準

上記①の評価を基に、各施設の最高得点（満点）に対する選定委員会評価での評価点数の平均点の割合により、総合評価基準に基づく4段階（A～D）で評価するものとします。

評価	評価の定義	評価基準
A	優れている	各施設の最高得点に対する選定委員会評価での評価点数の平均が80%以上
B	適正に管理されている	各施設の最高得点に対する選定委員会評価での評価点数の平均が60%以上80%未満
C	一部に改善を要する	各施設の最高得点に対する選定委員会評価での評価点数の平均が40%以上60%未満
D	多くに改善を要する	各施設の最高得点に対する選定委員会評価での評価点数の平均が40%未満

③ 評価項目と評価指標

指定管理者自身による1次評価、施設所管課による2次評価を行う場合の評価項目における評価の指標については、次ページの表に示すとおりとします。

評価項目			評価指標
①業務の履行状況の確認			
1	事業、業務 の 履行状況	ア 開館日、休館日	条例等に従い、開館日、開館時間を遵守している。
		イ 使用許可状況	使用許可が適切に行われている。
		ウ 使用料徴収状況	使用料の徴収が適切に行われている。
		エ 使用料減額・免除状況	使用料の減額・免除が適切に行われている。
		オ 施設の利用状況(利用者数、施設の稼働状況等)	施設の利用促進が図られている。
		カ 実施体制(職員配置、危機管理マニュアル、消防計画書、保険加入確認)	事業計画書に則し、必要な資格、経験等を有する人員が確保・配置されている。必要な賠償保険に加入している。
		キ 個人情報保護及び情報公開の対応状況	協定書等に従い、情報を適切に管理・公表している。
		ク 苦情対応状況(苦情件数、処理内容)	苦情、要望等に対して、迅速かつ適切に対応し、遅滞なく市に報告している。
2	管理運営 における 基本事項	ア 業務執行体制の評価	指定管理者による自己評価。
		イ 書類等の整備、保管状況の評価	書類等の整備、保管が適切に行われている。
		ウ 市担当との間での連絡調整状況の評価	施設所管課との連絡調整及び連携を適切に行っている。
3	施設の 維持管理 状況	ア 保守管理業務の実施	仕様書等に従い、施設・設備の保守管理を適切に行っている。
		イ 清掃業務の実施	仕様書等に従い、清掃業務を適切に行っている。
		ウ 環境衛生業務の実施	仕様書等に従い、環境、衛生管理を適切に行っている。
		エ 警備、安全業務の実施	仕様書等に従い、警備、安全管理を適切に行っている。
		オ 外構、植栽管理業務の実施	仕様書等に従い、外構、植栽管理を適切に行っている。
		カ 備品管理の実施	備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。
4	法令、条例等に基づき、適切な管理を行っていることの説明(法令に基づく届出、報告書の提出を含む。)		法令、条例等に基づき、適切な管理を行っている。
②サービスの質に関する確認			
1	基本的 事項	ア 職員の接客態度	言葉遣い、態度、服装等の接遇について適切である。
		イ 広報の実施	施設や事業 PR を適切に行っている。
2	運営業務	ア 予約、使用許可	予約、使用許可が適切に行われている。
		イ 利用者満足度	利用者アンケート調査の実施や、利用者等から直接意見、要望を聴く機会を定期的に設けることなどにより利用者ニーズを把握し、その結果を業務の改善等に反映させている。
		ウ 自主事業等	事業計画書に基づいた自主事業等を行っている。
		エ 施設の基本方針に沿ったサービス提供	施設の基本方針に沿ったサービスが提供されている。
③サービス提供の安定性に関する確認			
1	指定管理施設の収入 (使用料、事業収入、指定管理料、その他の収入等)		収支予算書と比較して、収入状況は妥当である。
2	指定管理施設の支出 (人件費、修繕費、委託料、備品購入費、その他の経費等)		収支予算書と比較して、支出状況は妥当である。
3	自主事業等に係る収支 (事業に係る収支実績等)		収支予算書と比較して、自主事業に係る収支状況は妥当である。
4	指定管理者の経営状況説明書類 (事業報告書、収支決算書及び貸借対照表等)		指定管理者の経営状況で、施設管理業務に支障をきたさない。

7. モニタリング結果の活用

(1) 管理運営業務への反映

施設所管課及び指定管理者は、モニタリングにより把握した内容について整理を行い、業務改善に努めるとともに、次年度以降の事業計画に反映するものとしします。

(2) 改善の指導等

施設所管課は、モニタリングの結果に基づき、指定管理者の業務が適正に行われていないと判断した場合には、改善を求める指導又は指示を行うものとしします。

指定管理者は速やかにそれに従うものとし、計画的に改善を進める必要がある場合は、改善計画書を提出するものとしします。

指定管理者は、改善等措置した結果を施設所管課に報告するものとし、その報告を受けた施設所管課は、実地調査等により改善状況の確認を行うものとしします。

(3) 指定の取消等

施設所管課は、指定管理者が指示に従わないとき又は指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定の取消しや期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる措置を講じます。

(4) モニタリング結果の公表

モニタリング結果については、「指定管理者評価シート」を市のウェブサイトにおいて公表するものとしします。

なお、モニタリング結果を公表することについては、指定管理者の公募等を行う際に周知するとともに、基本協定書等にも明記することとしします。

8. 指定管理者評価シート（様式例）

令和 年度 指定管理者評価シート（令和 年度実績）

施設名	
指定管理者名	
指定期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日（ 年間）
施設所管課	

①評価の実施方法

下記の評価項目における評価指標ごとに、指定管理者による「1次評価」及び施設所管課による「2次評価」を実施し、その2つの結果をもとに指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、評価項目に対する評価及び総合評価を行う。

②評価基準

1次評価及び2次評価では、指標ごとに4段階（a～dでaが最良）の評価を行い、業務仕様書や自らの提案（事業計画）の内容を満たす問題のない内容を「b」とする。選定委員会評価では、1次・2次評価を基に、評価項目ごとに4段階（1～4点）で評価を行う。

③指標ごと及び評価項目ごとの評価

指標ごと及び評価項目ごとの評価は、以下の基準を用いて行う。

<1次・2次評価、選定委員会による評価の評価基準>

評価記号	評価点数	評価基準
1次・2次	選定委員会	
a	4	協定書の遵守に加え、業務仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。（優れている）
b	3	協定書を遵守し、業務仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。（適正に管理されている）
c	2	協定書、業務仕様書、事業計画書に記載の一部の内容が実施されなかった。（一部に改善を要する）
d	1	協定書、業務仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。（多くに改善を要する）

<総合評価の基準>

評価	評価の定義	評価基準
A	優れている	各施設の最高得点に対する選定委員会評価での獲得点数が80%以上
B	適正に管理されている	各施設の最高得点に対する選定委員会評価での獲得点数が60%以上80%未満
C	一部に改善を要する	各施設の最高得点に対する選定委員会評価での獲得点数が40%以上60%未満
D	多くに改善を要する	各施設の最高得点に対する選定委員会評価での獲得点数が40%未満

④評価チェック表

評価項目			1次評価	2次評価	選定委員会評価	
①業務の履行状況の確認						
1	事業、業務 の 履行状況	ア	開館日、休館日			
		イ	使用許可状況			
		ウ	使用料徴収状況			
		エ	使用料減額・免除状況			
		オ	施設の利用状況(利用者数、施設の稼働状況等)			
		カ	実施体制(職員配置、危機管理マニュアル、消防計画書、保険加入確認)			
		キ	個人情報保護及び情報公開の対応状況			
		ク	苦情対応状況(苦情件数、処理内容)			
2	管理運営に おける基本 事項	ア	業務執行体制の評価			
		イ	書類等の整備、保管状況の評価			
		ウ	市担当との間での連絡調整状況の評価			
3	施設の維持 管理状況	ア	保守管理業務の実施			
		イ	清掃業務の実施			
		ウ	環境衛生業務の実施			
		エ	警備、安全業務の実施			
		オ	外構、植栽管理業務の実施			
		カ	備品管理の実施			
4	法令、条例等に基づき、適切な管理を行っていることの説明(法令に基づく届出、報告書の提出を含む。)					
②サービスの質に関する確認						
1	基本的事項	ア	職員の接客態度			
		イ	広報の実施状況			
2	運営業務	ア	予約、使用許可			
		イ	利用者満足度			
		ウ	自主事業等			
		エ	施設の基本方針に沿ったサービス提供			
③サービス提供の安定性に関する確認						
1	指定管理施設の収入 (使用料、事業収入、指定管理料、その他の収入等)					
2	指定管理施設の支出 (人件費、修繕費、委託料、備品購入費、その他の経費等)					
3	自主事業等に係る収支 (事業に係る収支実績等)					
4	指定管理者の経営状況説明書類 (事業報告書、収支決算書及び質貸借対照表等)					

⑤評価者コメント

指定管理者	
施設所管課	

⑥指定管理者選定委員会による総合評価

総合評価	委員会評価 合計点数	委員会講評
	点	

9. モニタリングのスケジュール（参考例）

		前年度	当該年度												次年度				
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
事業計画書		●											□						
月次報告書		○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	□	□		
実地調査	随時	必要に応じて実施																	
事業報告書				○												●			
実地調査	随時	必要に応じて実施																	
利用者 ニーズの 把握	意見箱の 設置等	随時実施																	
	アンケート 調査等											●	●						
1次評価 指定管理者による 確認・評価				○	団体の決算時期に合わせて実施														
2次評価 施設所管課による 確認・評価						○													
第三者（選定委員会）	モニタリング （総合評価）						○												
	対応策の 検討・提示									○	モニタリング結果は翌年度の事業計画書に反映								
モニタリング結果の 公表											○								

（注）●は、当該年度分 ○は、前年度分 □は、次年度分